

## **第 2 期京極町子ども・子育て支援事業計画**

**令和 3 年 3 月 改訂**

**京極町**

|     |                                    |    |
|-----|------------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定に当たって .....                   | 1  |
| 1   | 計画策定の趣旨 .....                      | 1  |
| 2   | 計画の位置付け .....                      | 2  |
| 3   | 計画期間 .....                         | 3  |
| 4   | 計画の策定体制 .....                      | 4  |
| 第2章 | 京極町の子ども・子育てを取り巻く環境 .....           | 5  |
| 1   | 人口・世帯・人口動態等 .....                  | 5  |
| 2   | 教育・保育施設の状況 .....                   | 9  |
| 3   | 地域子ども・子育て支援事業の状況 .....             | 10 |
| 4   | アンケートの結果概要 .....                   | 12 |
| 5   | 京極町の子ども・子育て支援の課題について .....         | 35 |
| 第3章 | 基本的な考え方 .....                      | 36 |
| 1   | 目的 .....                           | 36 |
| 2   | 基本理念 .....                         | 36 |
| 第4章 | 教育・保育提供区域の設定 .....                 | 37 |
| 1   | 教育・保育提供区域の考え方 .....                | 37 |
| 2   | 教育・保育提供区域の設定 .....                 | 38 |
| 第5章 | 教育・保育施設の充実 .....                   | 40 |
| 1   | 量の見込み .....                        | 40 |
| 2   | 提供体制の確保と実施時期 .....                 | 40 |
| 3   | 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について） .....   | 42 |
| 4   | 教育・保育施設の質の向上 .....                 | 44 |
| 5   | 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 .....    | 45 |
| 第6章 | 地域子ども・子育て支援事業の充実 .....             | 46 |
| 1   | 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策 .....     | 46 |
| 2   | 地域子ども・子育て支援事業の質の向上 .....           | 52 |
| 第7章 | 子ども・子育て支援関連施策の推進 .....             | 53 |
| 1   | 児童虐待防止対策の充実 .....                  | 53 |
| 2   | ひとり親家庭の自立支援の推進 .....               | 54 |
| 3   | 障がい児施策の充実 .....                    | 54 |
| 4   | 仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進 .....       | 54 |
| 5   | 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について ..... | 55 |
| 6   | 医療的ケア児の支援について .....                | 55 |
| 7   | 子どもの安全対策 .....                     | 55 |
| 第8章 | 計画の推進体制 .....                      | 56 |
| 1   | 関係機関等との連携 .....                    | 56 |
| 2   | 役割 .....                           | 57 |
| 3   | 計画の達成状況の点検・評価 .....                | 58 |
| 資料編 | 資料1 用語解説 .....                     | 59 |

# 第 1 章 計画の策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

人口減少社会にあって、引き続き少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども・子育てを支援することが重要となっており、国では「新エンゼルプラン」（平成 11 年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施し、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度を施行しました。

京極町においては、この新制度を踏まえて、これまで実施してきた「次世代育成支援行動計画」も包含し、すべての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定めた「第一期京極町子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、子育て支援に取り組んできました。

こうした対策にもかかわらず、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は依然として厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、保育園、学校、職域、地域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことで、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として「第二期京極町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、京極町の子どもと子育て家庭を対象として、京極町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものであり、子どもを取り巻く社会全体への協働を求める指針となることを願っています。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みに沿って、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定に当たっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「次世代育成支援行動計画」における取組の、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取組を総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画との整合性を持ったものとして定めています。

### ■子どもの対象範囲について

| 0 歳                | 0 歳 | 1 歳 | 1 ～ 5 歳 | 6 歳 | 6 ～ 11 歳               | 12 歳 | 12 ～ 17 歳 | 18 歳 |
|--------------------|-----|-----|---------|-----|------------------------|------|-----------|------|
|                    | 乳児期 |     | 幼児期     |     | 学童期<br>※学校教育を除く<br>放課後 |      | 一部対象      |      |
| 子ども・子育て支援法（中心対象年齢） |     |     |         |     |                        |      |           |      |

### ■上位計画

京極町総合計画

整合

京極町

子ども・子育て支援事業計画

整合

### ■根拠法令

子ども・子育て関連 3 法  
 ◎子ども・子育て支援法  
 ◎認定こども園法  
 ◎関連整備法

### ■関連計画

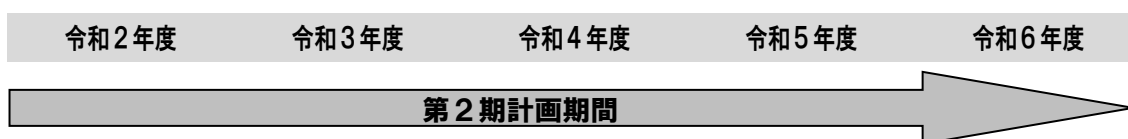
京極町次世代育成支援行動計画 後期行動計画  
 京極町地域福祉計画  
 京極町障がい児福祉計画

### 3 計画期間

---

現計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としています。  
また、様々な計画との連動を考慮し、毎年度ローリングして必要な見直しを行います。

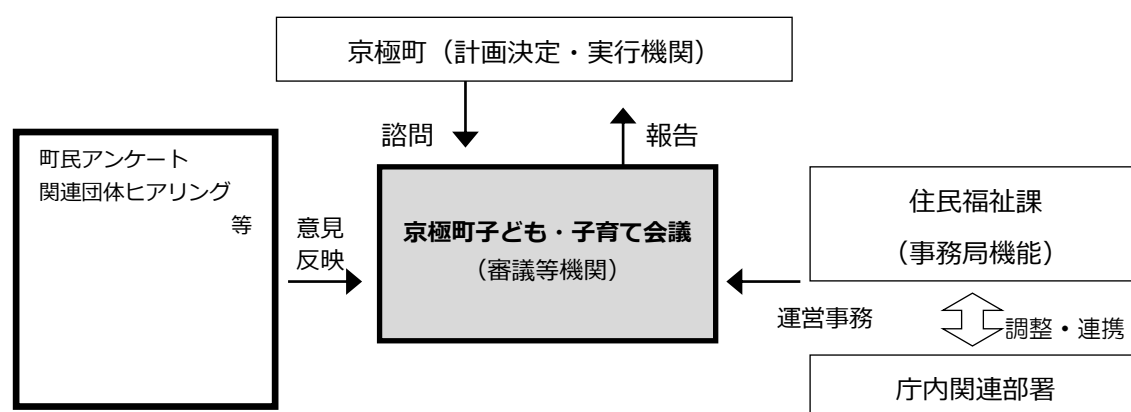
#### ■ 現行計画



## 4 計画の策定体制

### (1) 子ども子育て会議の設置

本計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「京極町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



### (2) 子ども・子育てに関するアンケートの実施

○次の2点を目的として、次のとおり子ども・子育てに関するニーズ調査のアンケート（以下「アンケート」という。）を実施しました。

ア 「潜在的な教育・保育の需要」「子育て支援を充実させる事業のニーズ」「保護者の子育てに対する意識」について調査し、潜在的な教育・保育の需要を把握することで、子育てがよりしやすくなるための事業の把握と、地域が抱える課題を特定すること。

イ 今期計画の主要論点テーマを設定し、アンケート調査結果から、テーマに沿った保護者の回答傾向を把握し、課題の有無を明らかにして、個々の施策や事業等の方向性の参考にすること。

| 項目       | 区分                              | 配付数   | 回収数  | 回収率   |
|----------|---------------------------------|-------|------|-------|
| 調査対象     | 就学前児童                           | 102 票 | 63 票 | 61.8% |
|          | 小学生                             | 149 票 | 92 票 | 61.7% |
| 対象者の抽出方法 | 住民基本台帳により対象世帯を抽出                |       |      |       |
| 調査期間     | 令和元年 5 月 17 日 ～ 令和元年 5 月 31 日   |       |      |       |
| 調査方法     | 郵送、保育園・小学校経由による配布 料金受取人郵便等による回収 |       |      |       |

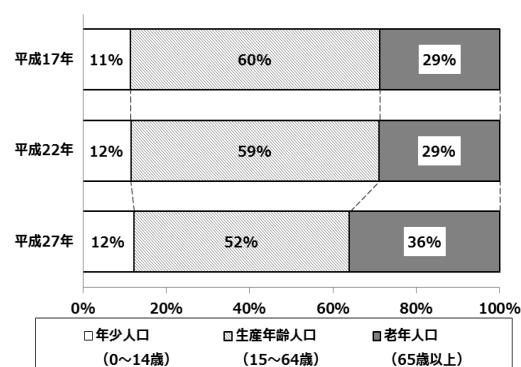
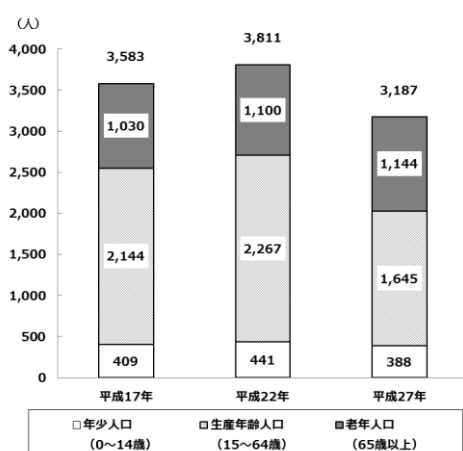
## 第2章 京極町の子ども・子育てを取り巻く環境

### 1 人口・世帯・人口動態・就労等

#### (1) 人口の推移

○京極町の人口は、平成22年以降減少しており、5年間で624人減少しています。少子高齢化も進行しており、生産年齢人口が平成22年から平成27年までの5年間で622人減少し、全体に占める割合も減少しています。

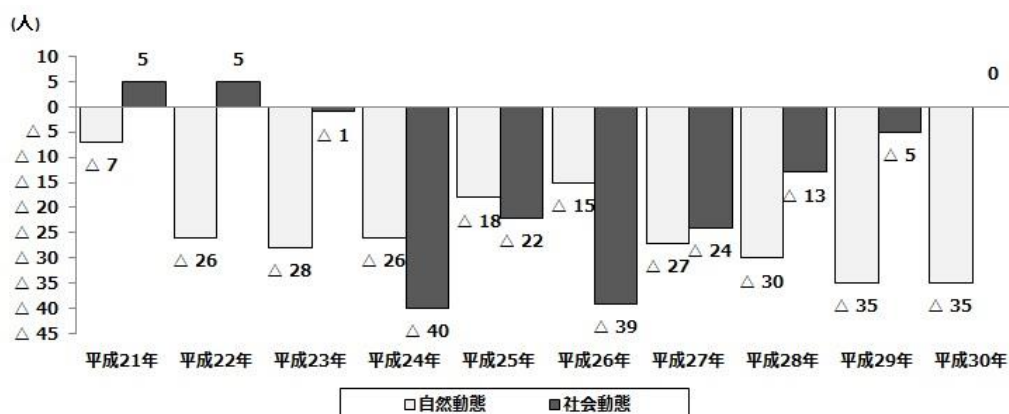
##### ■総人口の推移



#### (2) 自然動態・社会動態

○京極町では、社会動態（転入-転出）は、平成21年以降プラスで推移していましたが、平成23年からマイナスに転じて増加傾向にありましたが、平成30年には均衡状態になりました。自然動態（出生-死亡）は、平成21年以降マイナスで推移しています。平成28年以降は、30人以上のマイナスとなっています。

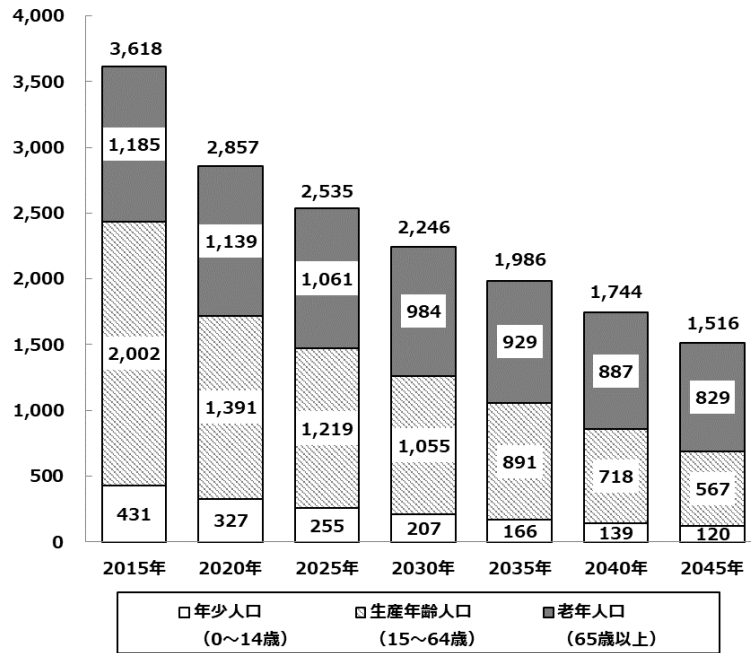
##### ■自然動態・社会動態の推移（住民基本台帳より）



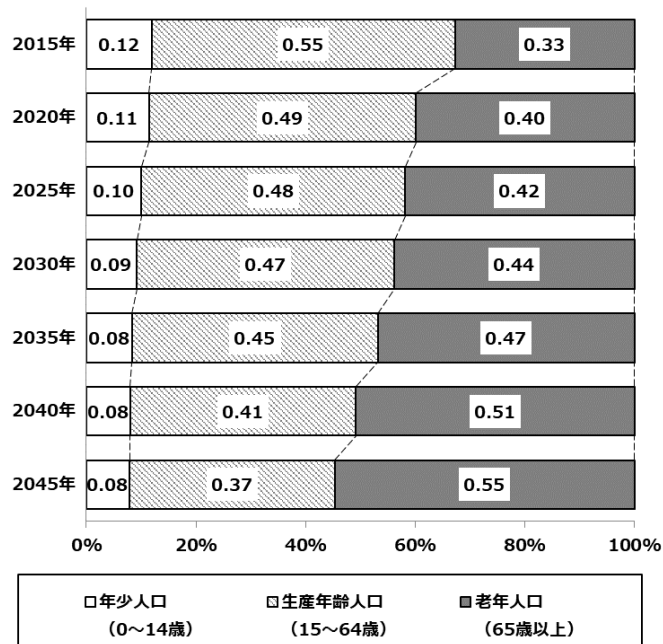
### (3) 将来の人口推計

○京極町の総人口は、将来の長期推計値では、2045年には、京極町の総人口が1,600人を下回るとされています。年少人口及び生産年齢人口も減少が続き、2040年以降は老年人口の割合が全体の50%を上回り、少子高齢化がさらに進むと見込まれています。

■年齢3区分別人口の将来推計（人口問題研究所より）



■年齢3区分別人口割合の将来推計（人口問題研究所より）

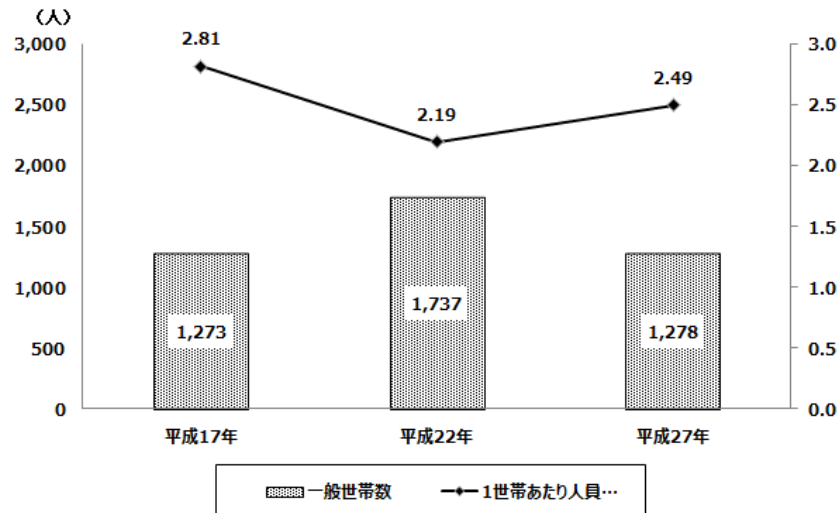




#### (4) 世帯の状況

○京極町の世帯数は、平成 17 年からの 5 年間で 464 世帯増加した一方、1 世帯あたり人員は減少しており、核家族化が進展していましたが、平成 27 年には世帯数が大きく減少し、平成 17 年と同程度の規模となり、独居世帯の増加傾向がみられます。

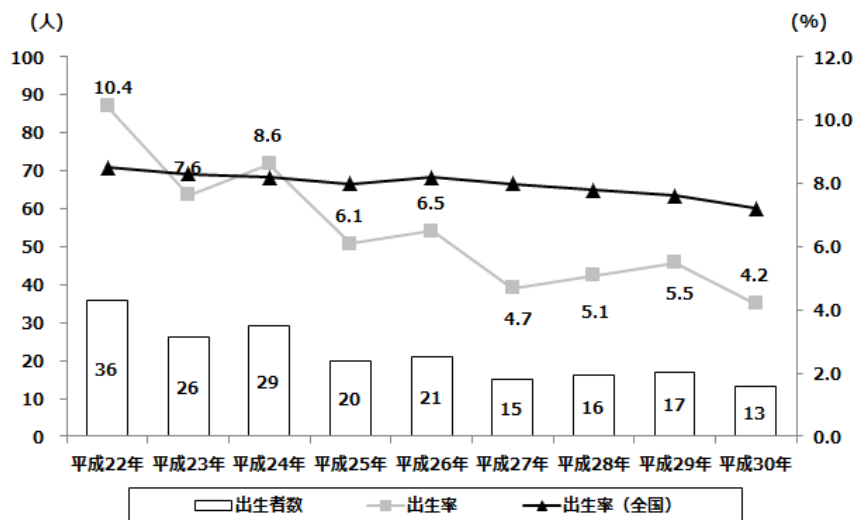
##### ■世帯数及び1世帯あたり人員の推移（国勢調査より）



#### (5) 出生の状況

○京極町の出生数は、平成 22 年から年度によって増減しながら推移し、近年は減少傾向となっています。出生率も変動があるものの、平成 22 年をピークに減少傾向にあります。

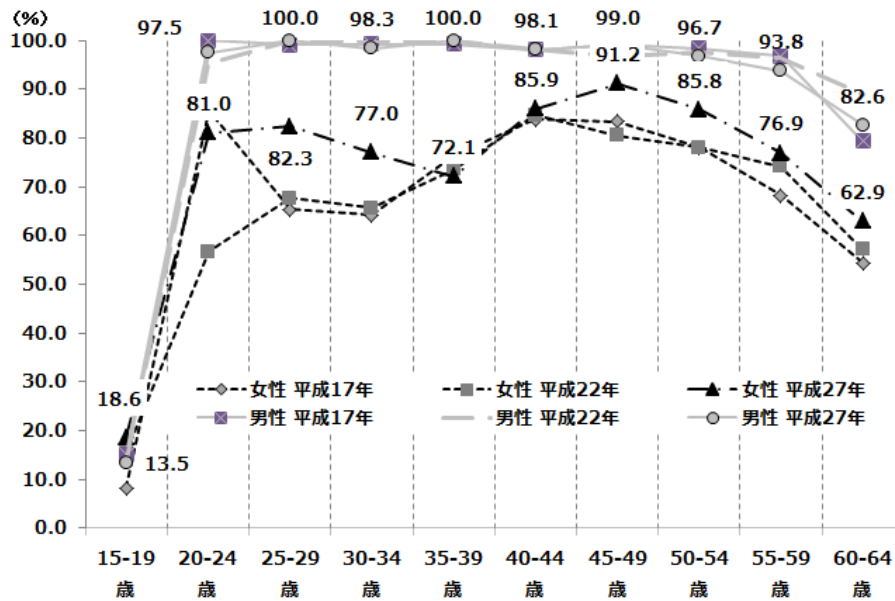
##### ■出生の状況（住民基本台帳より）



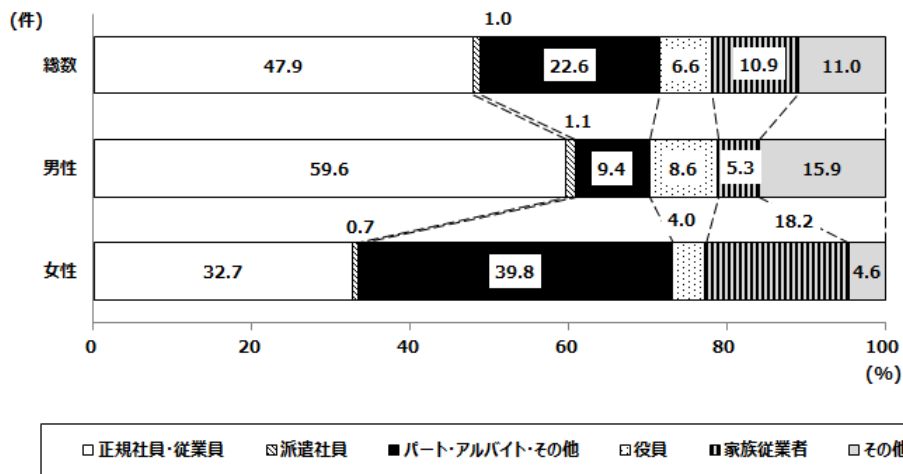
## （６）就労の状況

○京極町では、女性の25～29歳の労働力率に比べ、30～34歳では低下がみられる、いわゆる「M字カーブ」が緩やかになっています。また、地位別で男性は「正規社員・従業員」、女性は「パート・アルバイト・その他」、次に「正規社員・従業員」の割合が高くなっています。

■年齢別労働力率（M字カーブ）の推移（国勢調査より）



■就業上の地位別従業者数の割合（国勢調査より）

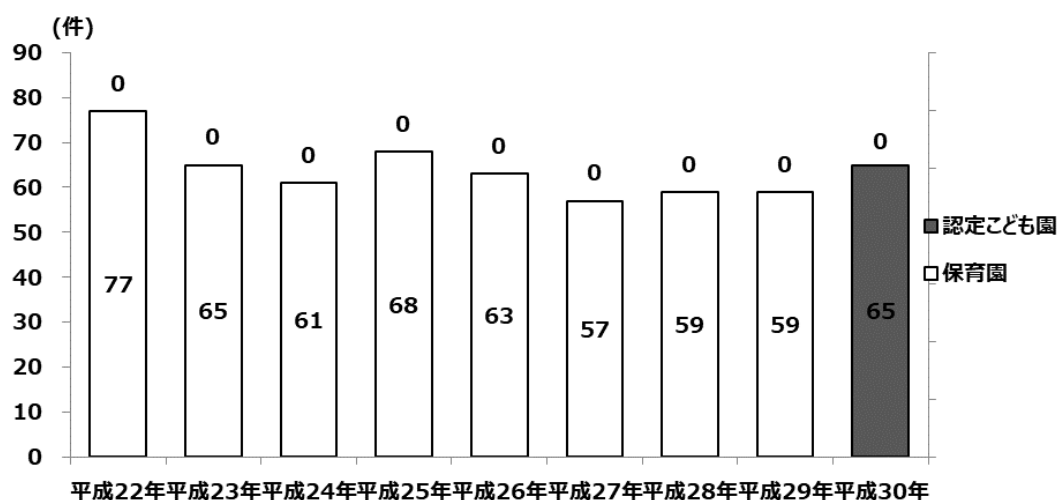


## 2 教育・保育施設の状況

### (1) 利用児童数の推移

○京極町内の保育園の利用児童数は、平成 21 年をピークとして増減を繰り返しながら、ゆるやかな減少傾向となっていました。平成 30 年は増加しています。平成 30 年から、保育園は認定こども園へ移行しています。幼稚園は京極町内にはありません。

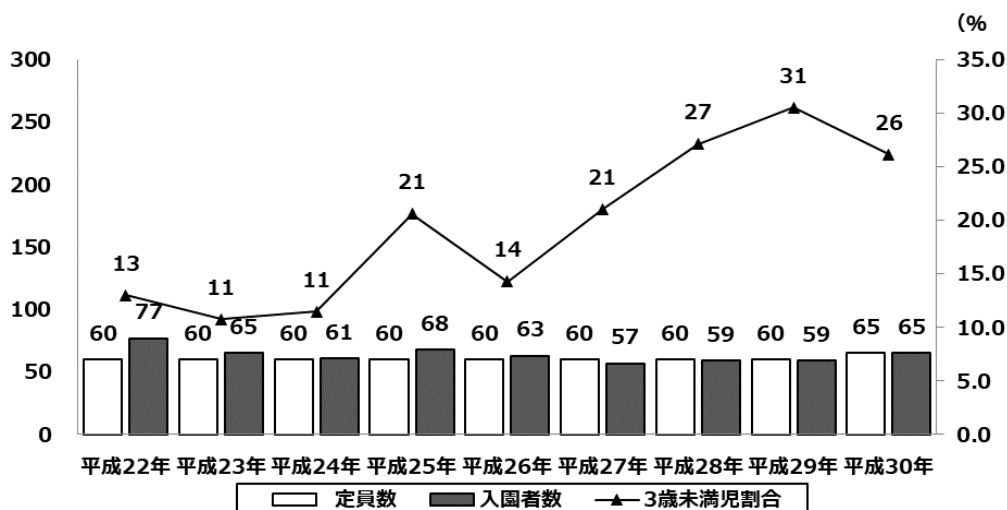
#### ■保育園、認定こども園の利用児童数の推移（京極町調査）



### (2) 保育園・認定こども園の利用状況（京極保育園）

○京極町内の保育園入園者数は、平成 21 年をピークとして増減を繰り返しながら、ゆるやかな減少傾向となっていました。平成 30 年は増加しています。3 歳未満児の利用割合は、近年増加傾向にあります。定員数は、平成 30 年に認定こども園へ移行したことから、60 名から 65 名となっています。

#### ■保育園の定員数、入園者数、3歳未満児割合の推移（京極町調査）



### 3 地域子ども・子育て支援事業の状況

---

次世代育成支援行動計画から子ども・子育て事業の地域子ども・子育て支援に移行してくる事業について、「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て事業計画の法定 11 事業の実施状況をまとめます。

#### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、保育園・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

(令和2年度実績) 実施していません。

#### (2) 時間外保育事業(延長保育・休日保育)

通常の開所時間を超えて、さらに延長して保育を行ったり(延長保育)、日曜日・祝日にも保育を行ったりする(休日保育)サービスです。

【延長保育の実施状況】

(令和2年度実績) 実施していません。

【休日保育の実施状況】

(令和2年度実績) 実施していません。

#### (3) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

留守家庭児童に加え、希望する児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

(令和2年度実績) 【実施校区】小学区(町内全域)

【実施か所】1 か所

【登録児童数】30 人

#### (4) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設又は乳児院において子どもを一定期間(原則として7日以内)一時的に預かるサービスです。

(令和2年度実績) 実施していません。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間、又は休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

(令和2年度実績) 実施していません。

**(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）**

生後3か月までの乳幼児がいる家庭を助産師又は保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行います。

（令和2年度実績）訪問家庭数 15 件 訪問率：100%

**(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業**

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問による専門的な指導や育児・家事支援等を行います。

（令和2年度実績）訪問家庭数 6 件 訪問率：100%、延べ支援世帯数：9 世帯

**(7) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）**

育児不安等の解消及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てできるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

【地域子育て支援センター】

（令和2年度実績）1 か所 利用者数：2,555 人

**(8) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）**

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診 14 回を公費負担します。

（令和2年度実績） 利用実人数：23 人、延受診者：191 人

**(9) 一時預かり事業**

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、週3日を限度に保育所に預けることができるサービスです。

（令和2年度実績） 利用者数：延べ 344 人

**(10) 病児保育事業（病後児保育）**

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

（令和2年度実績） 実施していません。

**(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）**

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

（令和2年度実績） 実施していません。

## 4 アンケートの結果概要

○調査対象：平成 31 年 4 月 1 日現在、京極町に在住する就学前児童及び小学校就学児童がいる家庭の保護者

○調査期間：令和元年 5 月 17 日～令和元年 5 月 31 日

○調査方法：郵送、保育園・小学校経由による配付 料金受取人郵便等による回収

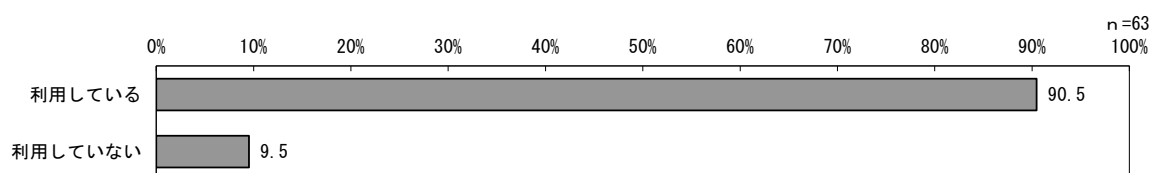
| 配布数   | 回収数   | 回収率   |
|-------|-------|-------|
| 251 票 | 155 票 | 61.8% |

### テーマ 1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

#### ●就学前児童の保護者

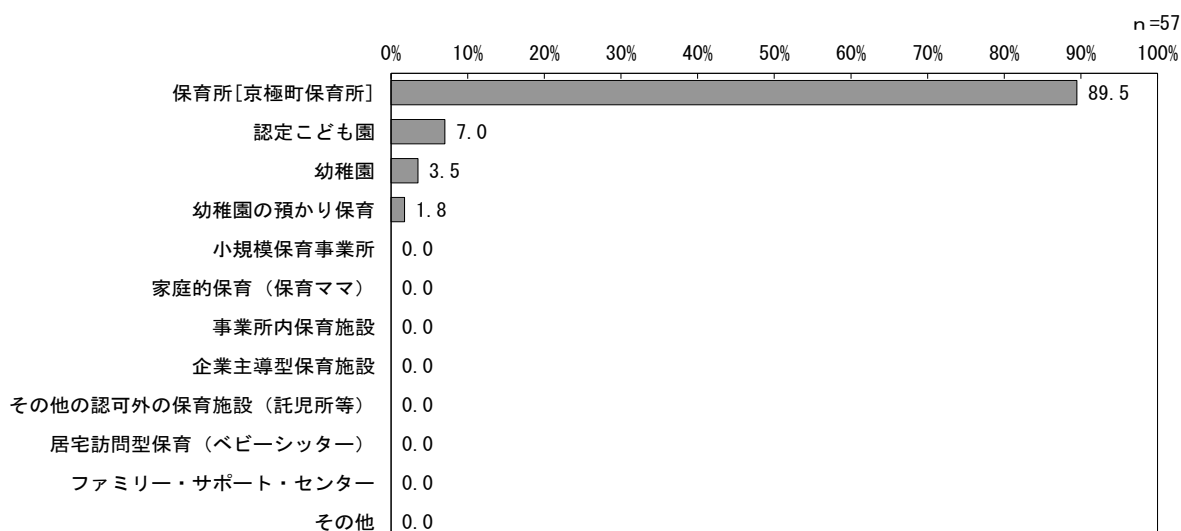
問 13 お子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか

「利用している」90.5%、「利用していない」9.5%となっています。



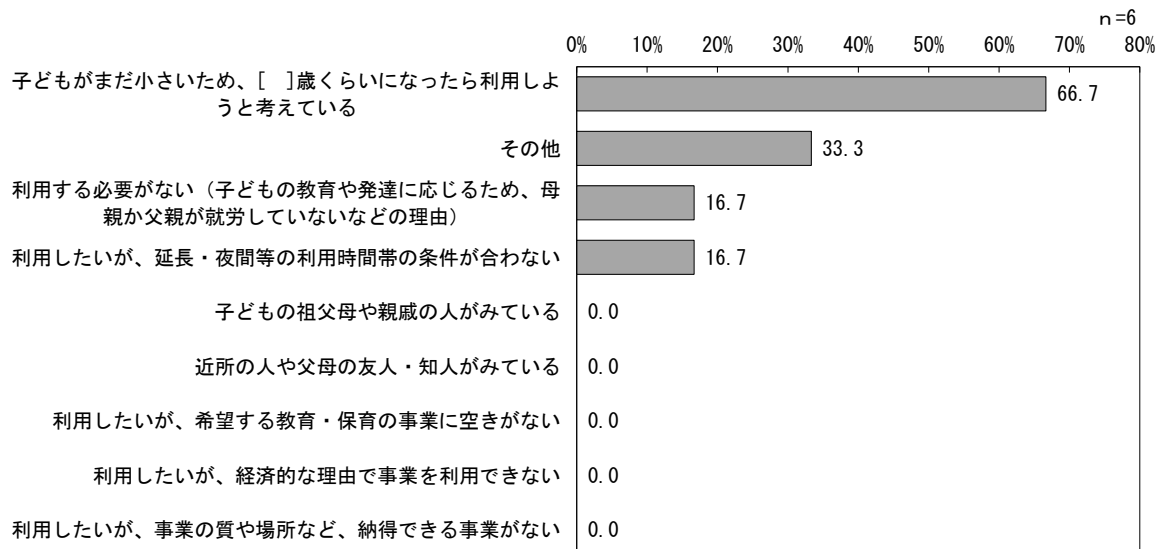
問 13-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか

「保育所[京極町保育所]」89.5%で最も多く、次いで「認定こども園」7.0%、「幼稚園」3.5%、「幼稚園の預かり保育」1.8%と続いています。



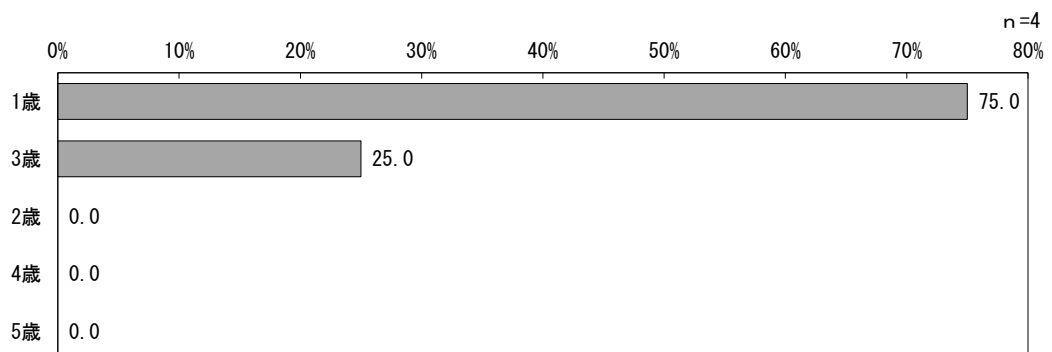
### 問 13-3 利用していない理由は何ですか

「子どもがまだ小さいため、[ ]歳くらいになったら利用しようと考えている」66.7%で最も多く、次いで「その他」33.3%、「利用する必要がある（子どもの教育や発達に応じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」、「利用したいが、延長・夜間等の利用時間帯の条件が合わない」16.7%と続いています。



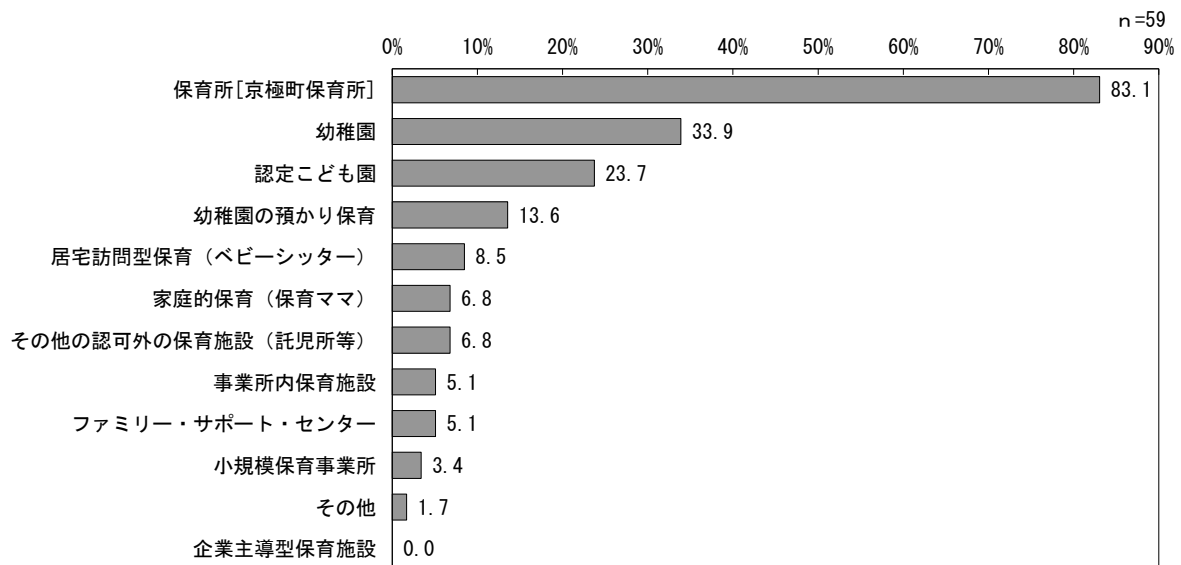
### 問 13-3 8 [ ]歳くらいになったら利用しようと考えている子どもの年齢

「1歳」75.0%、「3歳」25.0%となっています。



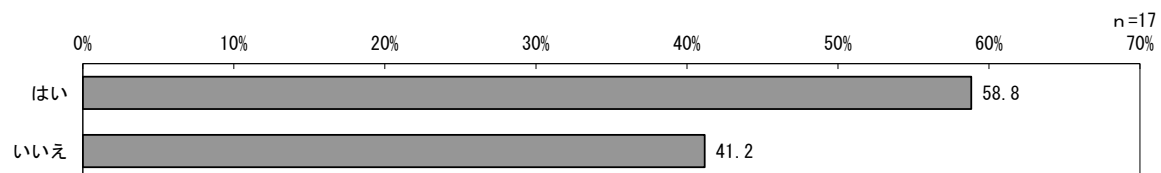
**問 14 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「年間を通じて毎月」利用したいと考える事業をお答えください**

「保育所[京極町保育所]」83.1%で最も多く、次いで「幼稚園」33.9%、「認定こども園」23.7%、「幼稚園の預かり保育」13.6%、「居宅訪問型保育（ベビーシッター）」8.5%と続いています。



**問 14-1 その中でも、特に幼稚園（預かり保育含む）の幼児教育の利用を強く希望しますか**

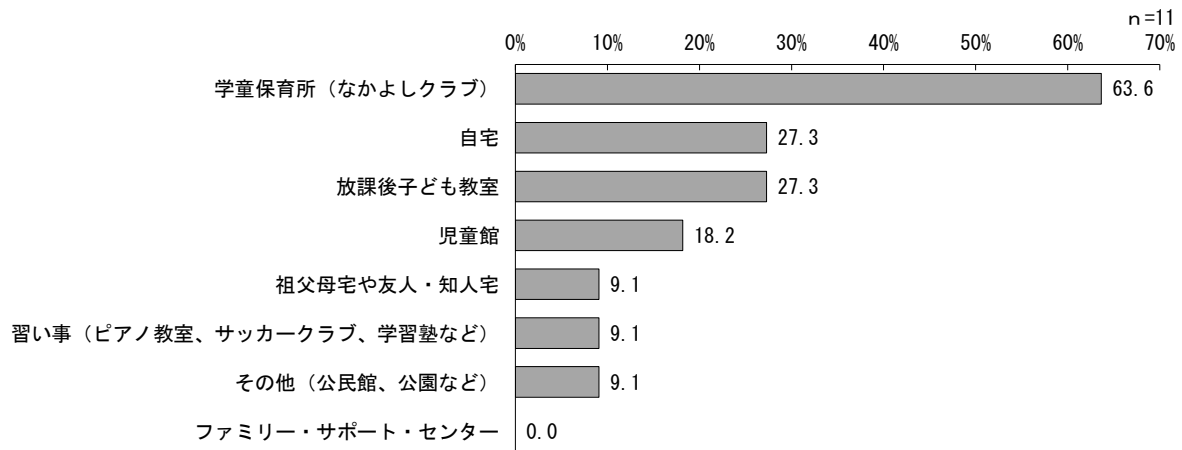
「はい」58.8%、「いいえ」41.2%となっています。





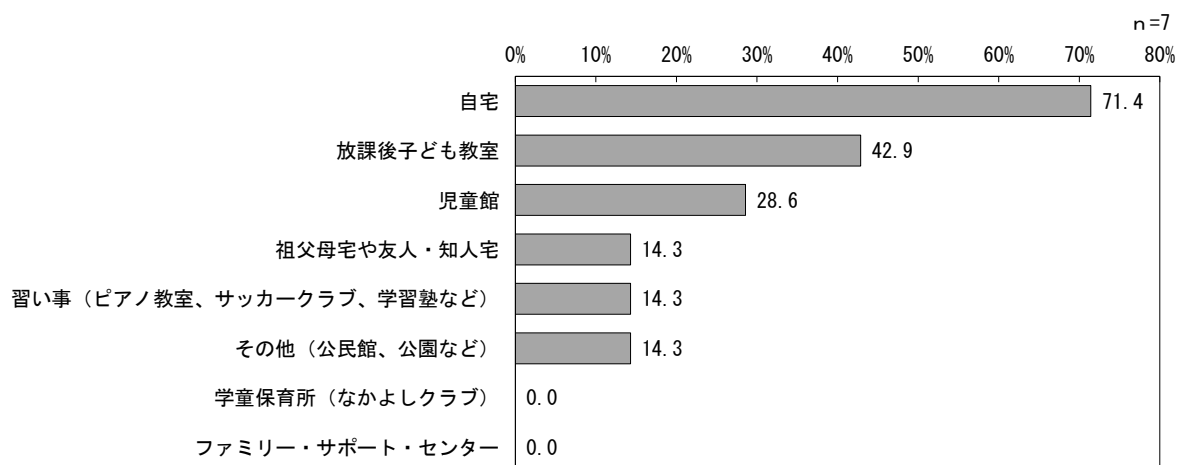
#### 問 24 放課後の時間を過ごさせたい場所／低学年

「学童保育所（なかよしクラブ）」63.6%で最も多く、次いで「自宅」27.3%、「放課後子ども教室」27.3%、「児童館」18.2%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」9.1%と続いています。



#### 問 24 放課後の時間を過ごさせたい場所／高学年

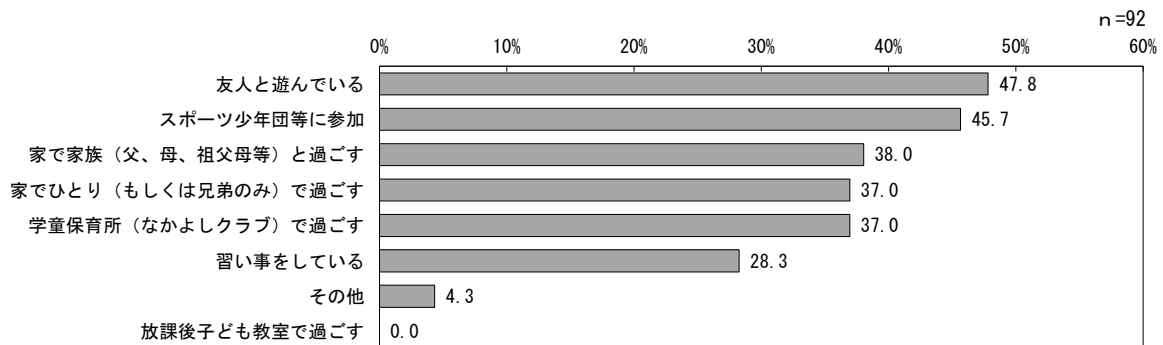
「自宅」71.4%で最も多く、次いで「放課後子ども教室」42.9%、「児童館」28.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「その他（公民館、公園など）」14.3%と続いています。



## ●小学生の保護者

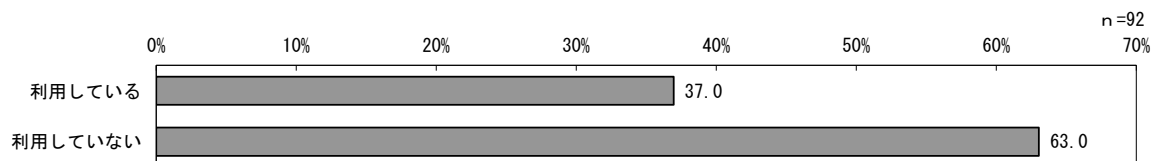
### 問 14 お子さんは放課後どのように過ごしていますか

「友人と遊んでいる」47.8%で最も多く、次いで「スポーツ少年団等に参加」45.7%、「家で家族（父、母、祖父母等）と過ごす」38.0%、「家でひとり（もしくは兄弟のみ）で過ごす」、「学童保育所（なかよしクラブ）で過ごす」37.0%、「習い事をしている」28.3%と続いています。



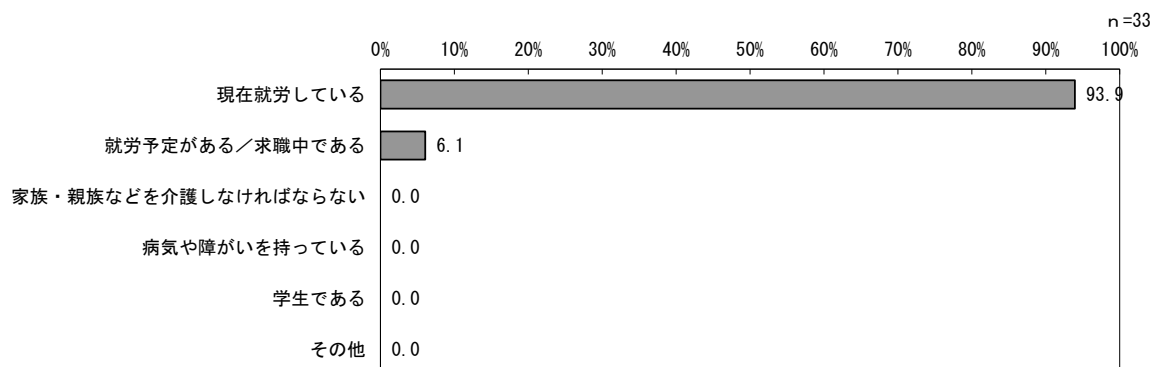
### 問 15 現在、学童保育所を利用していますか

「利用していない」63.0%、「利用している」37.0%となっています。



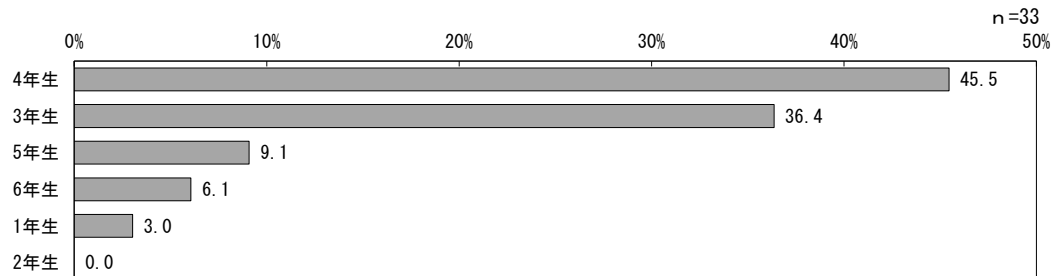
### 問 15-1 (2) 学童保育所を利用しているおもな理由は何ですか

「現在就労している」93.9%、「就労予定がある／求職中である」6.1%となっています。



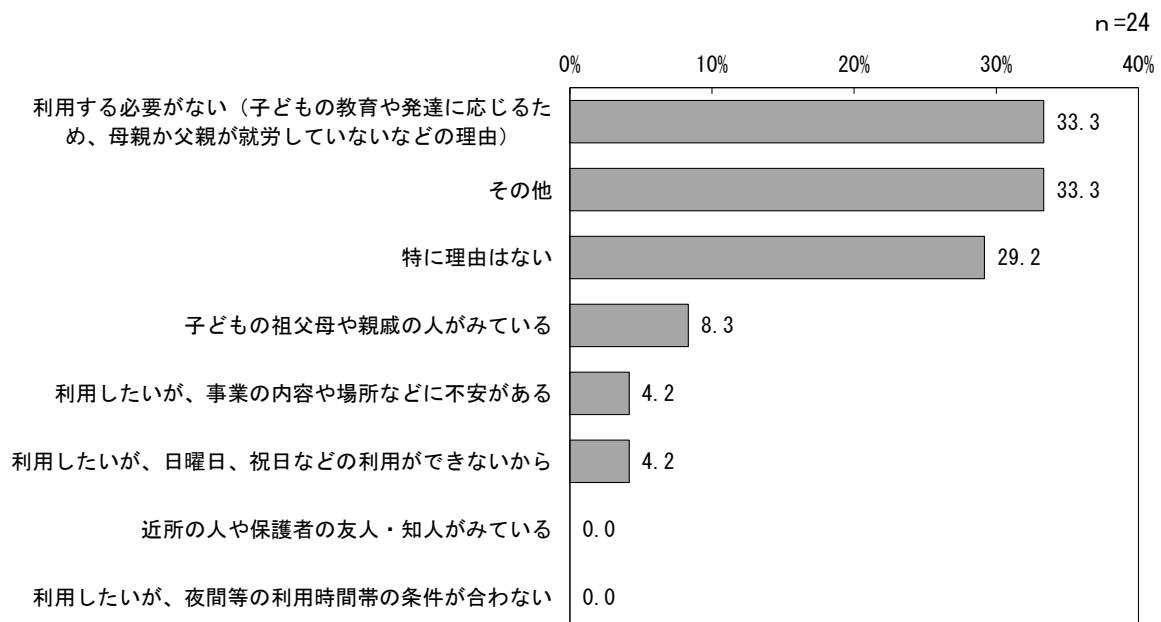
**問 15-1 (3) 学童保育所の平日の利用について、今後、何年生まで利用したいとお考えですか**

「4年生」45.5%で最も多く、次いで「3年生」36.4%、「5年生」9.1%、「6年生」6.1%、「1年生」3.0%と続いています。



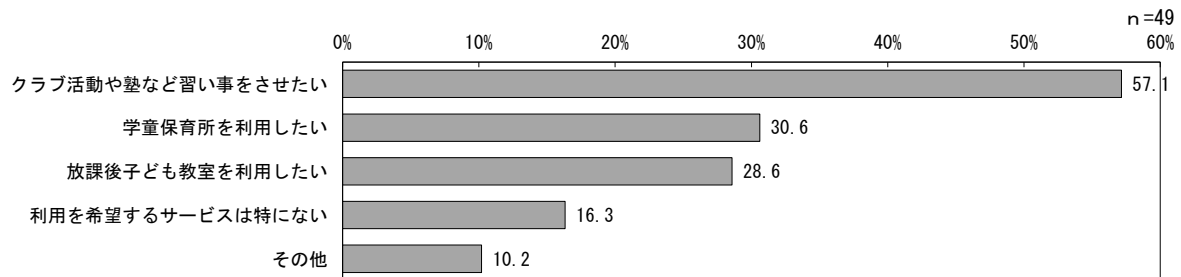
**問 15-3 現在、学童保育所を利用していない理由は何ですか**

「利用する必要がない（子どもの教育や発達に應じるため、母親か父親が就労していないなどの理由）」、「その他」33.3%で最も多く、次いで「特に理由はない」29.2%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」8.3%、「利用したいが、事業の内容や場所などに不安がある」、「利用したいが、日曜日、祝日などの利用ができないから」4.2%と続いています。



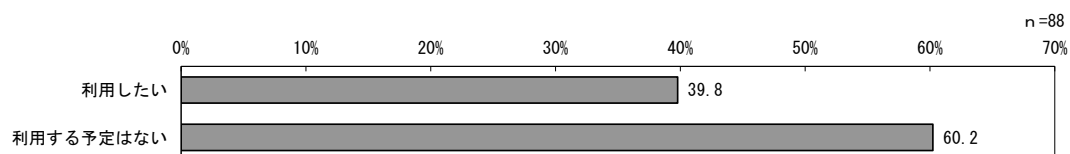
#### 問 16 4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「クラブ活動や塾など習い事をさせたい」57.1%で最も多く、次いで「学童保育所を利用したい」30.6%、「放課後子ども教室を利用したい」28.6%、「利用を希望するサービスは特にない」16.3%、「その他」10.2%と続いています。



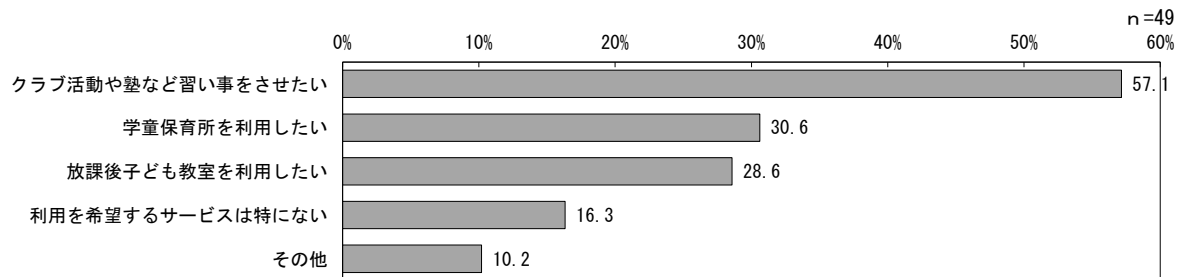
#### 問 17 放課後子ども教室について、将来、利用したいと思いますか

「利用する予定はない」60.2%、「利用したい」39.8%となっています。



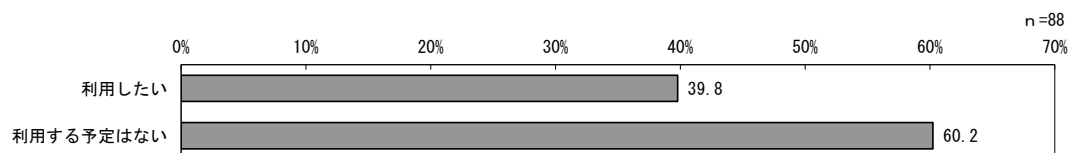
#### ○4年生以降の放課後の過ごし方について、どのようなことを望みますか

「クラブ活動や塾など習い事をさせたい」57.1%で最も多く、次いで「学童保育所を利用したい」30.6%、「放課後子ども教室を利用したい」28.6%、「利用を希望するサービスは特にない」16.3%、「その他」10.2%と続いています。



#### ○放課後子ども教室について、将来、利用したいと思いますか

「利用する予定はない」60.2%、「利用したい」39.8%となっています。



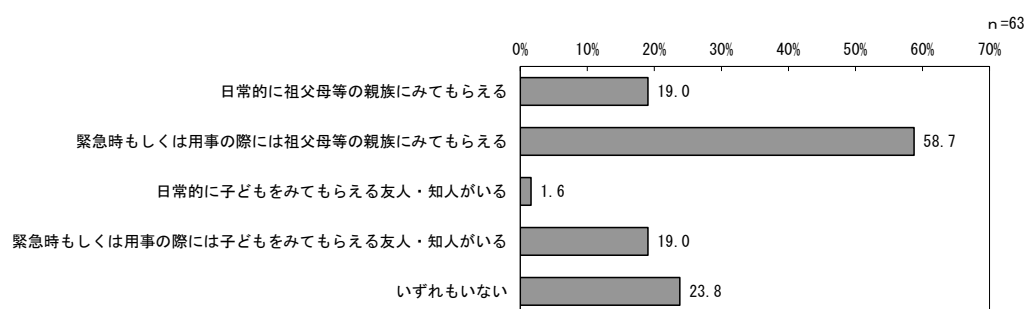
## テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

子育てをしていて追い込まれてしまう状況については、孤立していたり、核家族が進みすぎて、身内とも疎遠になってしまったりしている状況で多く報告されています。

### ●就学前児童の保護者

#### 問10 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」58.7%で最も多く、次いで「いずれもない」23.8%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」19.0%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」1.6%と続いています。



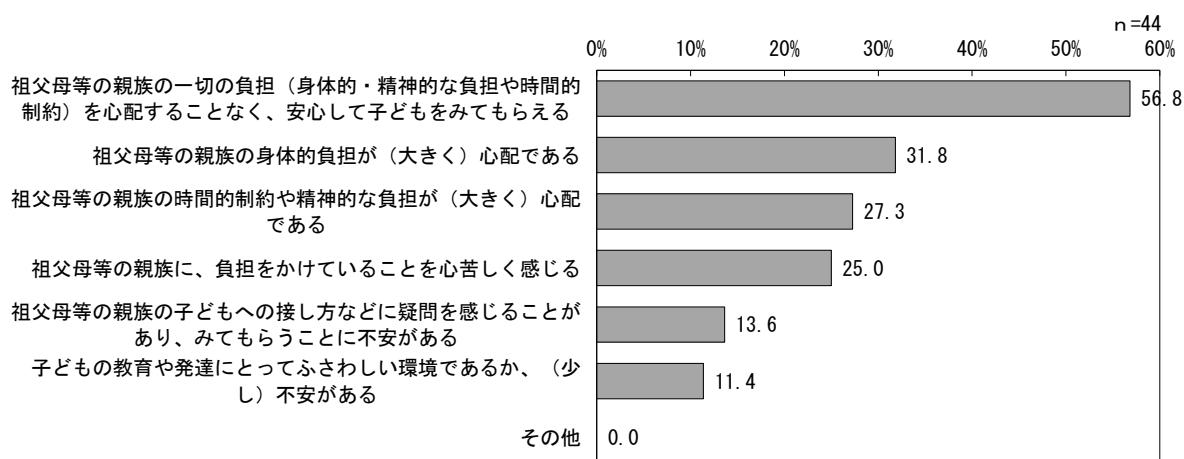
問10と問11「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいるか」。これらの回答を掛け合わせ、孤立や疎遠状況を推測すると、回答数からは孤立している可能性はみられません。

|                              |                                 | 合計           | 問11 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか |            |
|------------------------------|---------------------------------|--------------|-----------------------------------------|------------|
|                              |                                 |              | いる／ある                                   | いない／ない     |
| 全体                           |                                 | 61<br>100.0% | 58<br>95.1%                             | 3<br>4.9%  |
| 問10 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか | 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる              | 11<br>100.0% | 10<br>90.9%                             | 1<br>9.1%  |
|                              | 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる     | 36<br>100.0% | 35<br>97.2%                             | 1<br>2.8%  |
|                              | 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる          | 1<br>100.0%  | 1<br>100.0%                             | 0<br>0.0%  |
|                              | 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | 11<br>100.0% | 9<br>81.8%                              | 2<br>18.2% |
|                              | いずれもない                          | 15<br>100.0% | 15<br>100.0%                            | 0<br>0.0%  |

また、問10の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向についても、一見問題がないようにみえます。問10-1の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」回答傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、よりみえにくい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。

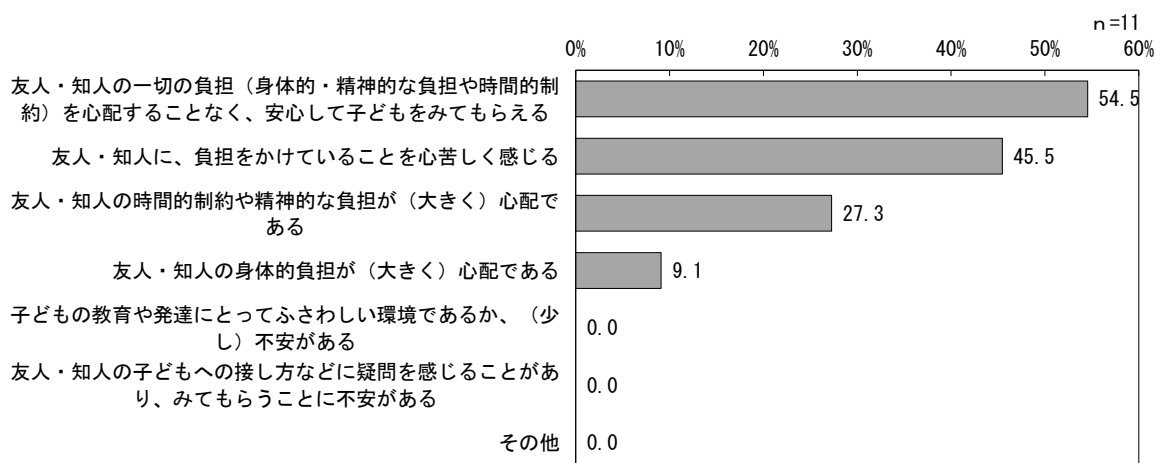
### 問 10-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」56.8%で最も多く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」31.8%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」27.3%、「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」25.0%、「祖父母等の親族の子どもへの接し方などに疑問を感じることもあり、みてもらうことに不安がある」13.6%と続いています。



### 問 10-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

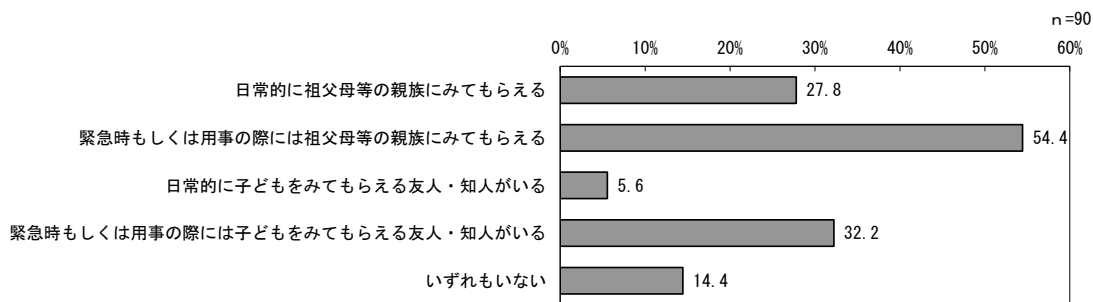
「友人・知人の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」54.5%で最も多く、次いで「友人・知人に、負担をかけていることを心苦しく感じる」45.5%、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」27.3%、「友人・知人の身体的負担が（大きく）心配である」9.1%と続いています。



## ●小学生の保護者

### 問 11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」54.4%で最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」32.2%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」27.8%、「いずれもない」14.4%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」5.6%と続いています。



問 11「日ごろ、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」と問 12「子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいるか」。これらの回答を掛け合わせ、孤立や疎遠状況を推測すると、回答数から約 1.1%の方が孤立している可能性が推察されます。

|                              |                                 | 合計           | 問12 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか |           |
|------------------------------|---------------------------------|--------------|----------------------------------------------------------|-----------|
|                              |                                 |              | いる／ある                                                    | いない／ない    |
| 全体                           |                                 | 89<br>100.0% | 82<br>92.1%                                              | 7<br>7.9% |
| 問11 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか | 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる              | 24<br>100.0% | 22<br>91.7%                                              | 2<br>8.3% |
|                              | 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる     | 49<br>100.0% | 45<br>91.8%                                              | 4<br>8.2% |
|                              | 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる          | 5<br>100.0%  | 5<br>100.0%                                              | 0<br>0.0% |
|                              | 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | 28<br>100.0% | 26<br>92.9%                                              | 2<br>7.1% |
|                              | いずれもない                          | 13<br>100.0% | 12<br>92.3%                                              | 1<br>7.7% |
|                              |                                 |              |                                                          |           |

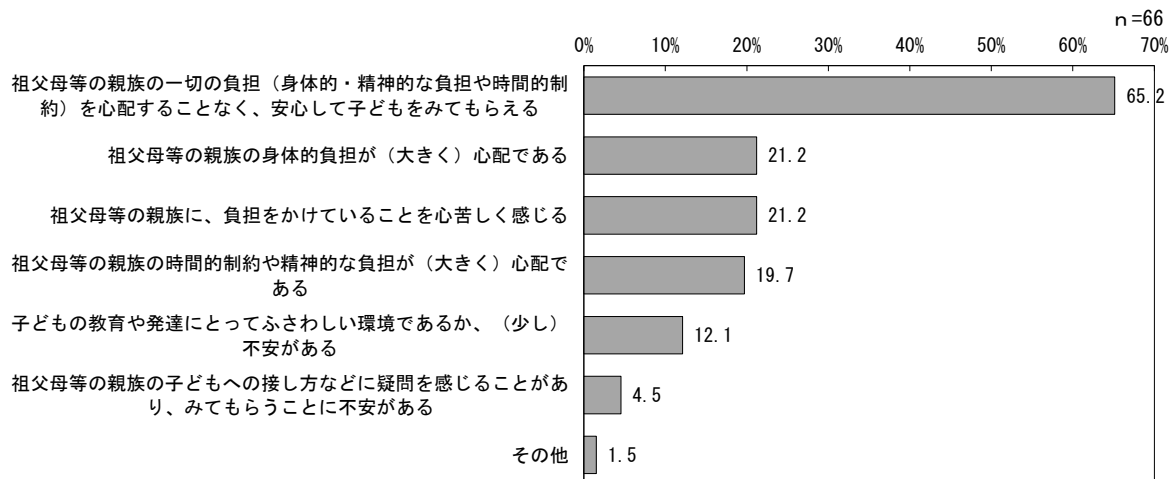
この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、より具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。さらに、地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも対策の1つと考えられます。

その他に、問 11 の回答で「みてもらえる親族・知人がいる」が多い傾向について、一見問題がないようにみえます。問 11-1 の回答で「親族に負担をかけていることを心苦しく感じる」回答傾向と現在の祖父母世代の就業率が高い傾向を鑑みると、各世帯の状況にもよりますが、みてもらえるが子育て世代だけでやりくりしている状況に置かれている可能性があります。その状況は、よりみえにくい孤立状況が潜んでいるかもしれないと推察されます。



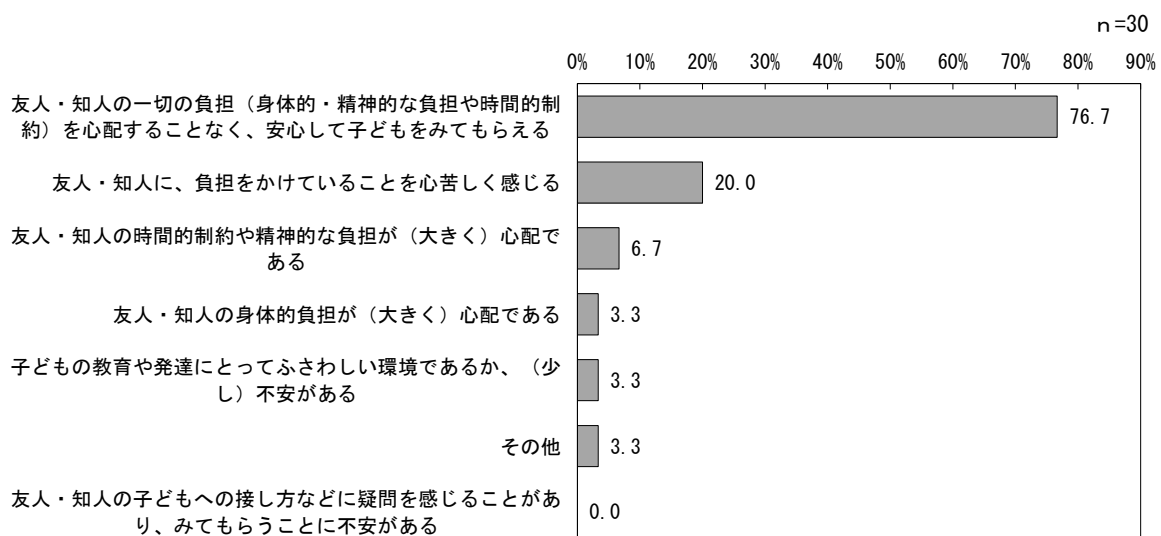
### 問 11-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「祖父母等の親族の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」65.2%で最も多く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が（大きく）心配である」、  
「祖父母等の親族に、負担をかけていることを心苦しく感じる」21.2%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」19.7%、  
「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」12.1%、「祖父母等の親族の子どもへの接し方などに疑問を感じることもあり、みてもらうことに不安がある」4.5%と続いています。



### 問 11-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください

「友人・知人の一切の負担（身体的・精神的な負担や時間的制約）を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」76.7%で最も多く、次いで「友人・知人に、負担をかけていることを心苦しく感じる」20.0%、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が（大きく）心配である」6.7%、「友人・知人の身体的負担が（大きく）心配である」、  
「子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、（少し）不安がある」3.3%、「その他」3.3%と続いています。



### テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

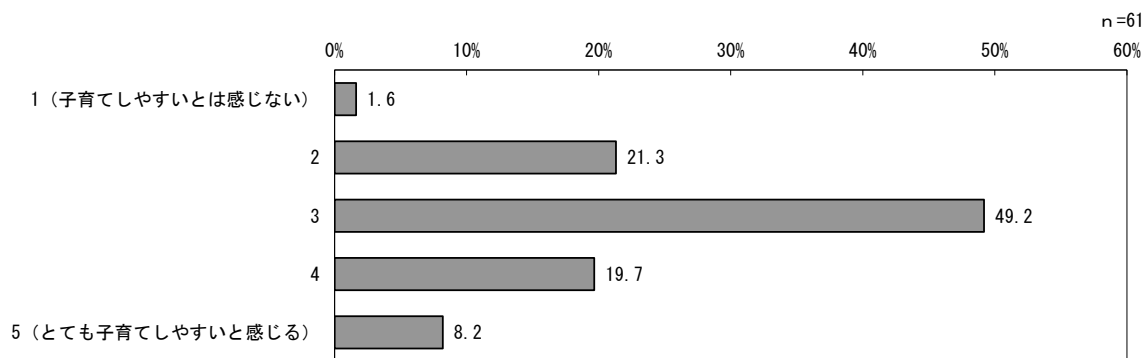
満足度については、計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげていく項目になります。

就学前の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみると、「子育てしやすいと感じる」27.9%（「とても子育てしやすいと感じる」8.2%+「まあまあ子育てしやすいと感じる」19.7%）、「子育てしやすいとは感じない」22.9%（「あまり子育てしやすいとは感じない」21.3%+「子育てしやすいとは感じない」1.6%）となっています。

#### ●就学前児童の保護者

##### 問 36 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「3」49.2%で最も多く、次いで「2」21.3%、「4」19.7%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」8.2%、「1（子育てしやすいとは感じない）」1.6%と続いています。

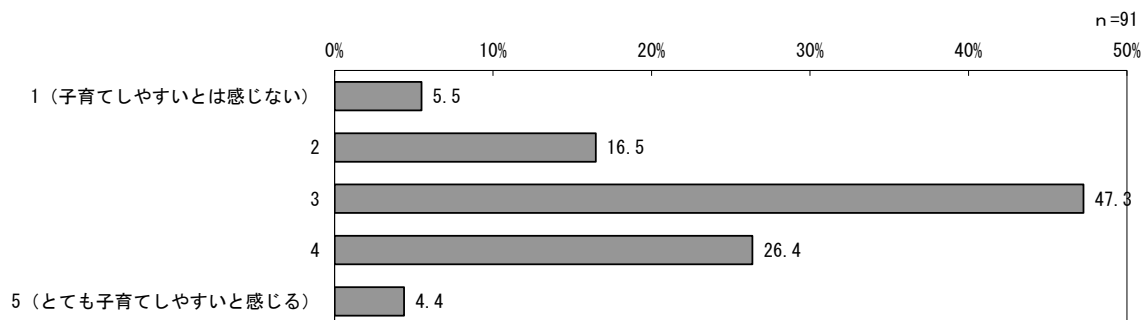


一方、小学生の保護者のお住まいの地区の子育てのしやすさについてみると以下の通りです。「子育てしやすいと感じる」30.8%（「とても子育てしやすいと感じる」4.4%+「まあまあ子育てしやすいと感じる」26.4%）、「子育てしやすいとは感じない」22.0%（「あまり子育てしやすいとは感じない」16.5%+「子育てしやすいとは感じない」5.5%）となっています。

#### ●小学生の保護者

##### 問 24 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか

「3」47.3%で最も多く、次いで「4」26.4%、「2」16.5%、「1（子育てしやすいとは感じない）」5.5%、「5（とても子育てしやすいと感じる）」4.4%と続いています。



今後の取組検討課題については、就学前児童の保護者アンケートの問 36「お住まいの地区の子育て環境」と問 39「子育て支援について希望すること」を掛け合わせてみると、子育てのしやすさの感じ方はどれも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは感じない（5段階評価で1～2にあたる）と回答した方は、子育て支援センターなどのような親子で集まれる場所や保育所の増設を希望する傾向が少し高くなっています。

### ●就学前の保護者 ニーズ調査より

|                                   |                   | 合計 | 問39 本市の子育て支援について希望することはありますか           |                            |                       |             |             |                        |                        |                                |                                          |                                           |                                          |                      |                              |       | その他 |
|-----------------------------------|-------------------|----|----------------------------------------|----------------------------|-----------------------|-------------|-------------|------------------------|------------------------|--------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------|------------------------------|-------|-----|
|                                   |                   |    | 子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい | 子育て支援センターでの講座やイベントを増やしてほしい | 子連れでも出かけやすい場所を増やしてほしい | 保育所を増やしてほしい | 幼稚園を設置してほしい | 保育所などを利用にかかる費用を軽減してほしい | 一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい | 発達支援センター、こたばの教室などのサポートを充実してほしい | 誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい | 公営住宅での多世帯の優待先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮をしてほしい | 就業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい | 子育てについて学べる機会をつくってほしい | 子育てに関する情報が配信されるアプリなどをつくってほしい |       |     |
| 問36 あなたの住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか | 全体                | 53 | 26.4%                                  | 13.2%                      | 62.3%                 | 13.2%       | 26.4%       | 9.4%                   | 24.5%                  | 11.3%                          | 47.2%                                    | 13.2%                                     | 9.4%                                     | 5.7%                 | 9.4%                         | 5.7%  |     |
|                                   | 1（子育てしやすいとは感じない）  | 0  | 0.0%                                   | 0.0%                       | 0.0%                  | 0.0%        | 0.0%        | 0.0%                   | 0.0%                   | 0.0%                           | 0.0%                                     | 0.0%                                      | 0.0%                                     | 0.0%                 | 0.0%                         | 0.0%  |     |
|                                   | 2                 | 13 | 38.5%                                  | 23.1%                      | 61.5%                 | 30.8%       | 38.5%       | 0.0%                   | 7.7%                   | 15.4%                          | 38.5%                                    | 15.4%                                     | 0.0%                                     | 15.4%                | 15.4%                        | 7.7%  |     |
|                                   | 3                 | 26 | 23.1%                                  | 7.7%                       | 80.8%                 | 7.7%        | 26.9%       | 7.7%                   | 26.9%                  | 7.7%                           | 46.2%                                    | 19.2%                                     | 11.5%                                    | 0.0%                 | 7.7%                         | 3.8%  |     |
|                                   | 4                 | 10 | 20.0%                                  | 10.0%                      | 10.0%                 | 10.0%       | 0.0%        | 20.0%                  | 40.0%                  | 10.0%                          | 60.0%                                    | 0.0%                                      | 10.0%                                    | 0.0%                 | 10.0%                        | 10.0% |     |
|                                   | 5（とても子育てしやすいと感じる） | 4  | 25.0%                                  | 25.0%                      | 75.0%                 | 0.0%        | 50.0%       | 25.0%                  | 25.0%                  | 25.0%                          | 50.0%                                    | 0.0%                                      | 25.0%                                    | 25.0%                | 0.0%                         | 0.0%  |     |

一方、小学生保護者アンケートの問 24「お住まいの地区の子育て環境」と問 27「子育て支援について希望すること」を掛け合わせてみると、子育てのしやすさの感じ方はどれも似た回答傾向となっています。ただ、子育てしやすいとは感じない（5段階評価で1～2にあたる）と回答した方は、幼稚園の設置希望、子育て情報配信アプリを望む傾向が少し高い傾向となっています。

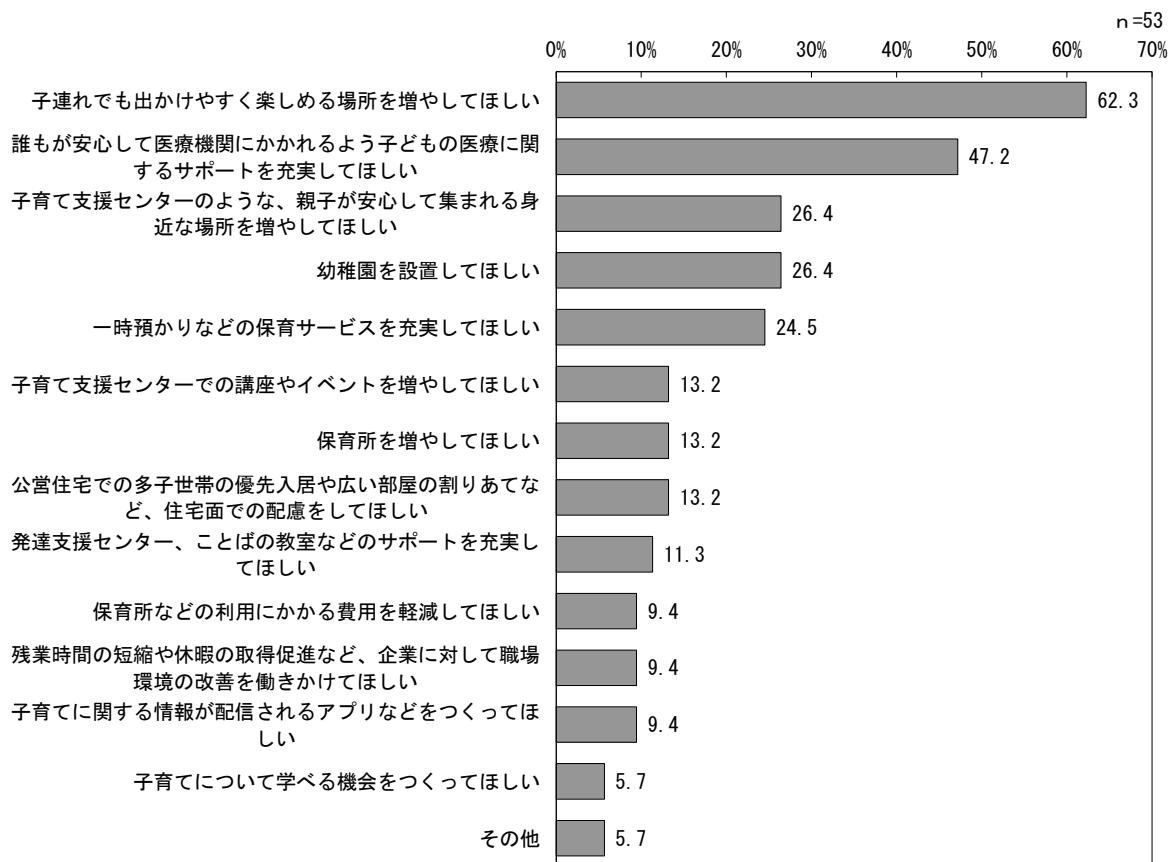
### ●小学生の保護者 ニーズ調査より

|                                    |                   | 合計 | 問27 本市の子育て支援について希望することはありますか           |                            |                       |             |            |                              |                              |                               |                                          |                                           |                                          |                      |                              |       | その他 |
|------------------------------------|-------------------|----|----------------------------------------|----------------------------|-----------------------|-------------|------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------------|----------------------|------------------------------|-------|-----|
|                                    |                   |    | 子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい | 子育て支援センターでの講座やイベントを増やしてほしい | 子連れでも出かけやすい場所を増やしてほしい | 保育所を増やしてほしい | 幼稚園を設けてほしい | 保育所などを利用にかかる費用を軽減してほしいと感じていた | 一時預かりなどの保育サービスを充実してほしいと感じていた | 発達支援センター、とばの教室などのサポートを充実してほしい | 誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい | 公営住宅での多世帯の優待先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面での配慮をしてほしい | 就業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい | 子育てについて学べる機会をつくってほしい | 子育てに関する情報が配信されるアプリなどをつくってほしい |       |     |
| 問24 あなたのお住まいの地区は、子育てのしやすい環境だと感じますか | 全体                | 75 | 14.7%                                  | 12.0%                      | 37.3%                 | 2.7%        | 8.0%       | 6.7%                         | 24.0%                        | 9.3%                          | 38.7%                                    | 17.3%                                     | 14.7%                                    | 5.3%                 | 8.0%                         | 10.7% |     |
|                                    | 1（子育てしやすいとは感じない）  | 4  | 25.0%                                  | 0.0%                       | 25.0%                 | 0.0%        | 25.0%      | 0.0%                         | 50.0%                        | 25.0%                         | 75.0%                                    | 0.0%                                      | 25.0%                                    | 0.0%                 | 25.0%                        | 25.0% |     |
|                                    | 2                 | 13 | 15.4%                                  | 0.0%                       | 53.8%                 | 7.7%        | 7.7%       | 7.7%                         | 23.1%                        | 15.4%                         | 23.1%                                    | 15.4%                                     | 0.0%                                     | 0.0%                 | 7.7%                         | 15.4% |     |
|                                    | 3                 | 35 | 8.6%                                   | 20.0%                      | 42.9%                 | 0.0%        | 5.7%       | 5.7%                         | 25.7%                        | 5.7%                          | 48.6%                                    | 17.1%                                     | 22.9%                                    | 5.7%                 | 5.7%                         | 5.7%  |     |
|                                    | 4                 | 19 | 15.8%                                  | 5.3%                       | 10.5%                 | 5.3%        | 10.5%      | 10.5%                        | 21.1%                        | 10.5%                         | 31.6%                                    | 21.1%                                     | 10.5%                                    | 10.5%                | 10.5%                        | 15.8% |     |
|                                    | 5（とても子育てしやすいと感じる） | 3  | 33.3%                                  | 33.3%                      | 66.7%                 | 0.0%        | 0.0%       | 0.0%                         | 0.0%                         | 0.0%                          | 0.0%                                     | 0.0%                                      | 0.0%                                     | 0.0%                 | 0.0%                         | 0.0%  |     |

## ●就学前児童の保護者

### 問 39 本町の子育て支援について希望することはありますか

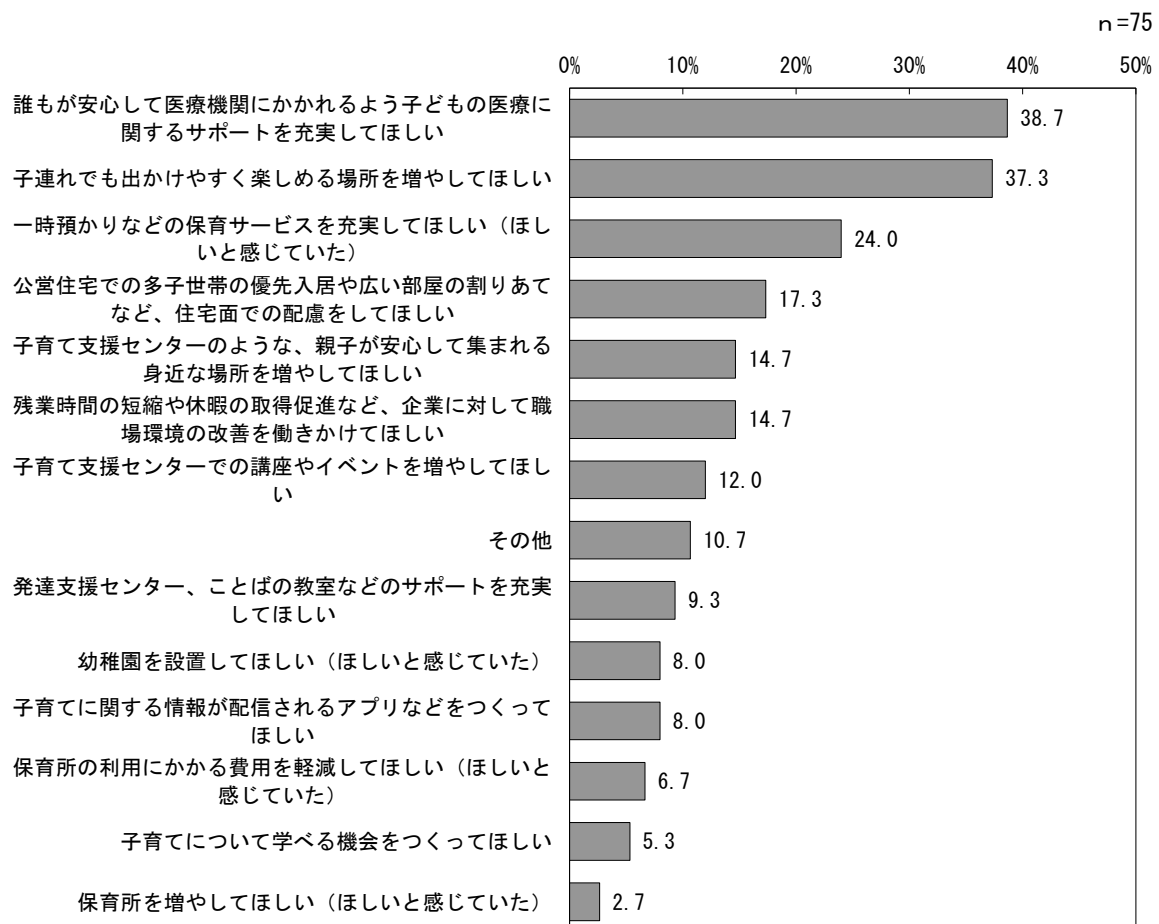
「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」62.3%で最も多く、次いで「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」47.2%、「子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」、「幼稚園を設置してほしい」26.4%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい」24.5%、「子育て支援センターでの講座やイベントを増やしてほしい」、「保育所を増やしてほしい」、「公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい」13.2%と続いています。



## ●小学生の保護者

### 問 27 本町の子育て支援について希望することはありますか

「誰もが安心して医療機関にかかれるよう子どもの医療に関するサポートを充実してほしい」38.7%で最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」37.3%、「一時預かりなどの保育サービスを充実してほしい(ほしいと感じていた)」24.0%、「公営住宅での多子世帯の優先入居や広い部屋の割りあてなど、住宅面での配慮をしてほしい」17.3%、「子育て支援センターのような、親子が安心して集まれる身近な場所を増やしてほしい」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」14.7%と続いています。

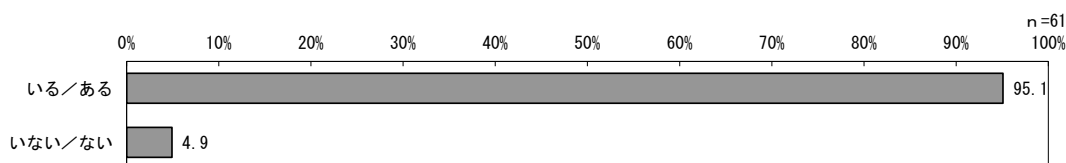


## テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

### ●就学前児童の保護者

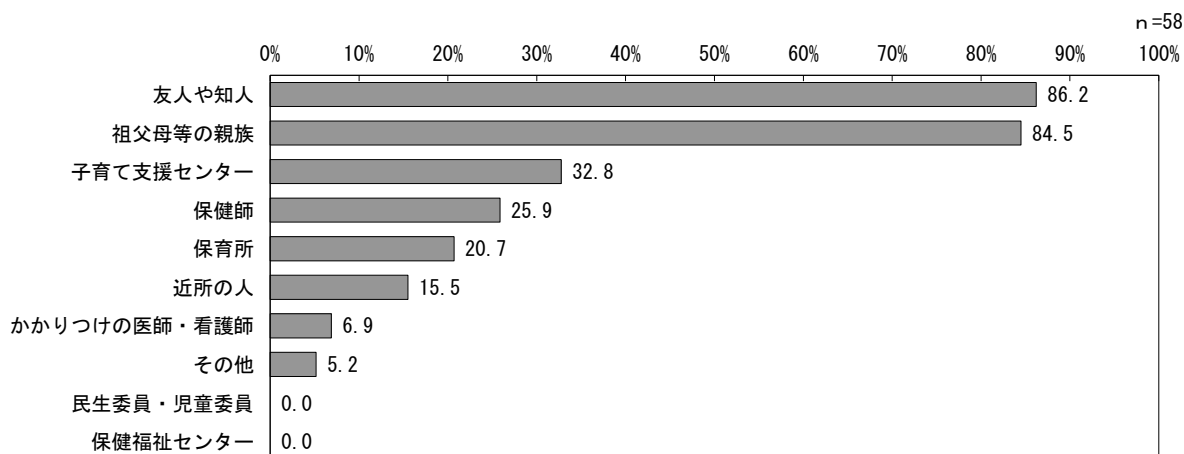
問11 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか

「いる／ある」95.1%、「いない／ない」4.9%となっています。



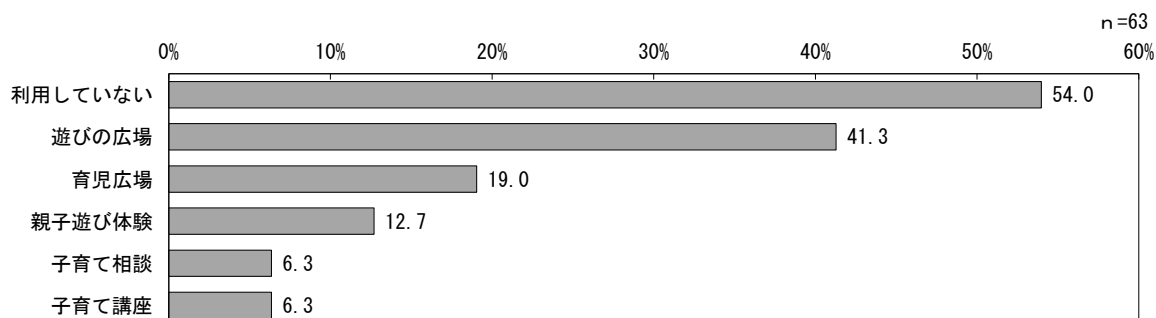
問11-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」86.2%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」84.5%、「子育て支援センター」32.8%、「保健師」25.9%、「保育所」20.7%と続いています。



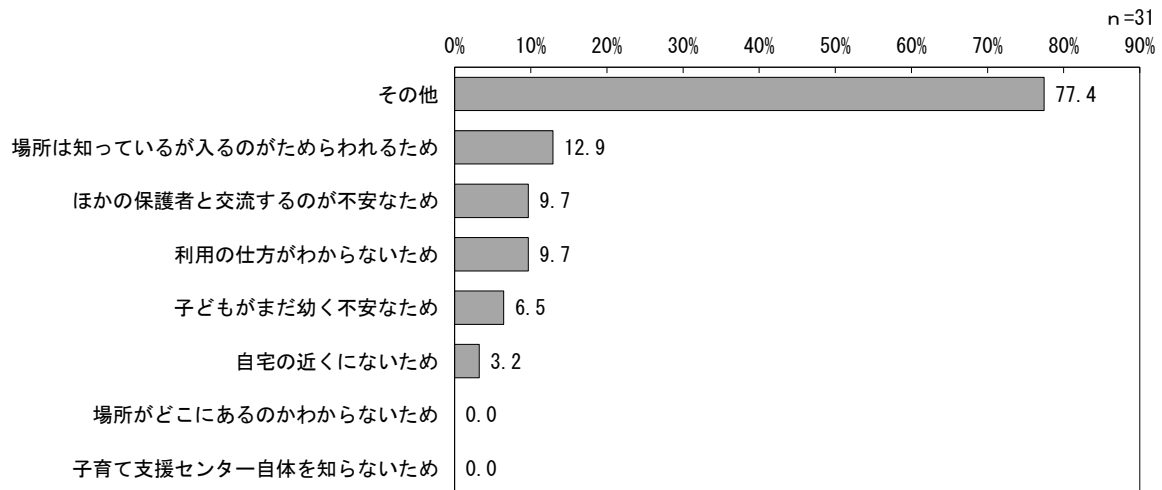
問15 お子さんは、現在、子育て支援センターを利用していますか

「利用していない」54.0%で最も多く、次いで「遊びの広場」41.3%、「育児広場」19.0%、「親子遊び体験」12.7%、「子育て相談」、「子育て講座」6.3%と続いています。



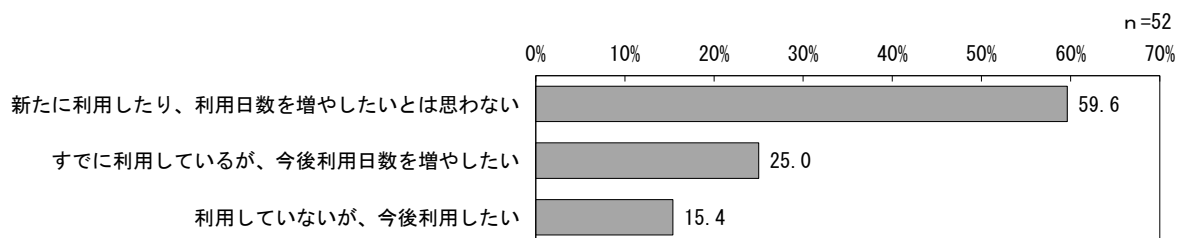
### 問 15-1 子育て支援センターを利用していない理由はおもに何ですか

「その他」77.4%で最も多く、次いで「場所は知っているが入るのがためられるため」12.9%、「ほかの保護者と交流するのが不安なため」、「利用の仕方がわからないため」9.7%、「子どもがまだ幼く不安なため」6.5%、「自宅の近くにないため」3.2%と続いています。



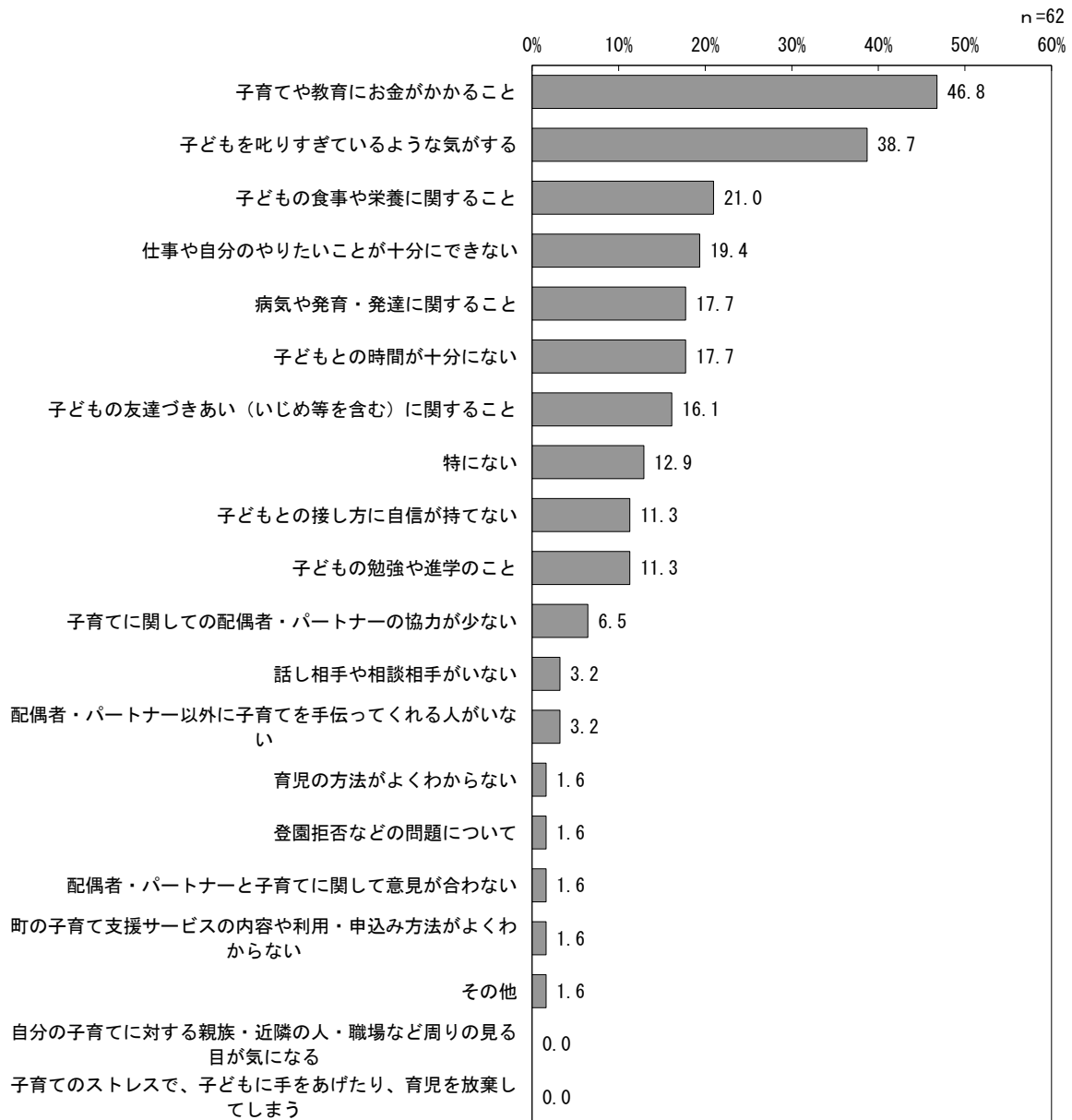
### 問 16 子育て支援センターについて、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」59.6%で最も多く、次いで「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」25.0%、「利用していないが、今後利用したい」15.4%と続いています。



### 問 33 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか

「子育てや教育にお金がかかること」46.8%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」38.7%、「子どもの食事や栄養に関すること」21.0%、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」19.4%、「病気や発育・発達に関すること」、「子どもとの時間が十分でない」17.7%と続いています。

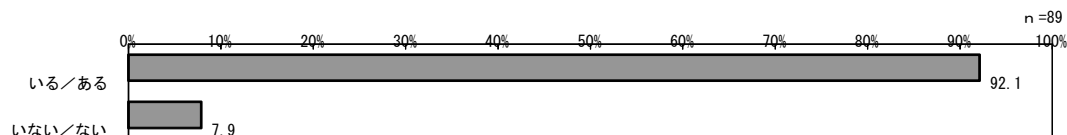




## ●小学生の保護者

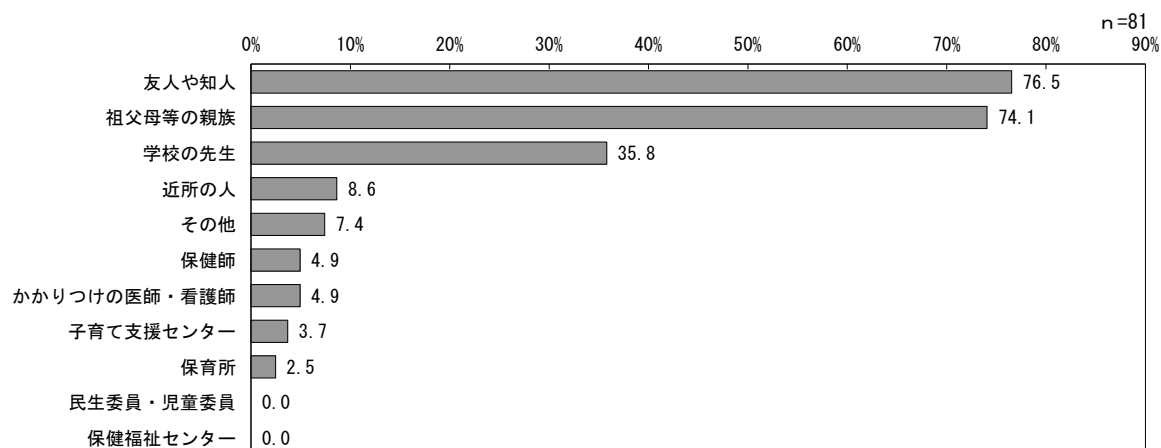
問 12 お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか

「いる／ある」92.1%、「いない／ない」7.9%となっています。



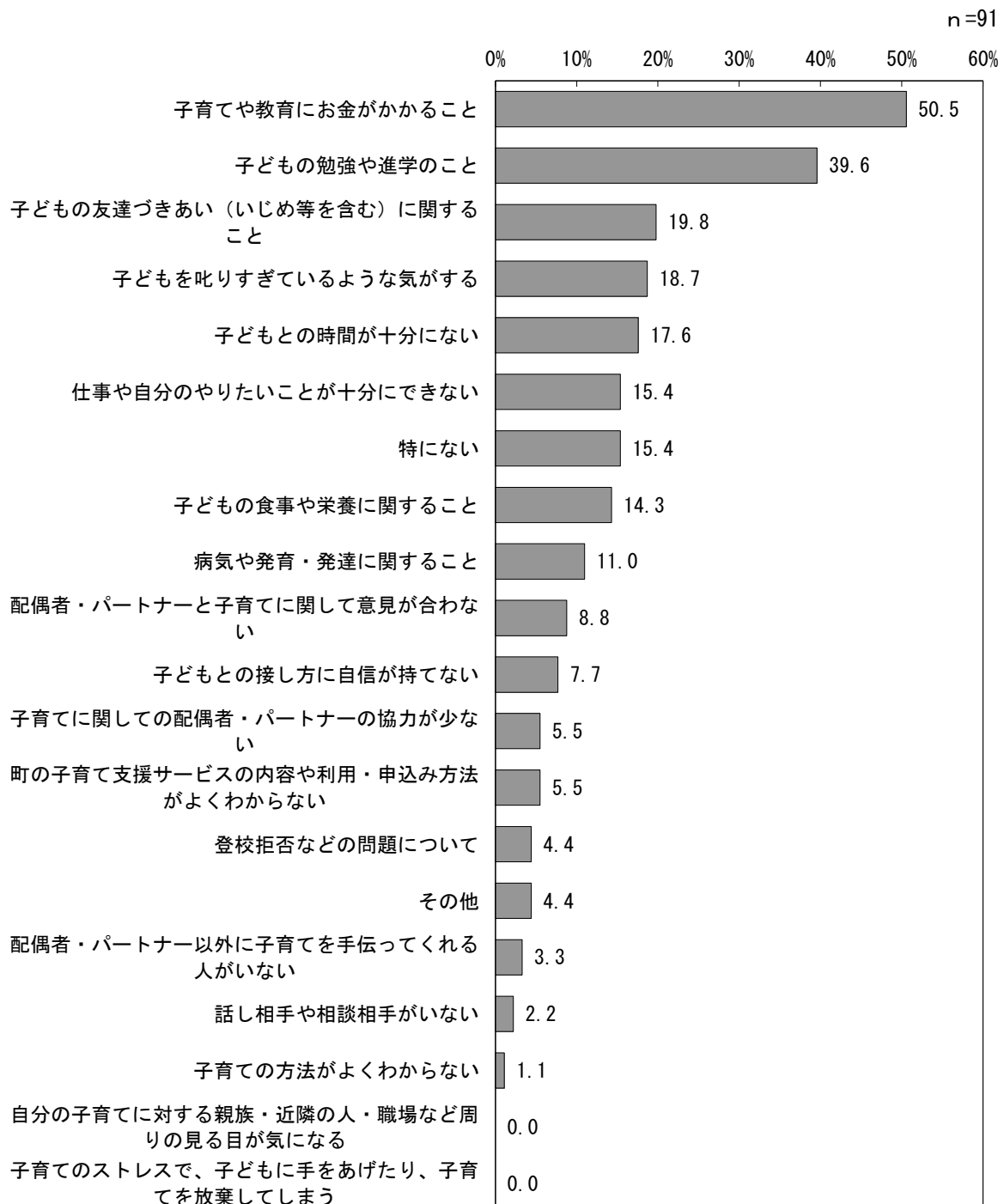
問 12-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰、または、どこですか

「友人や知人」76.5%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」74.1%、「学校の先生」35.8%、「近所の人」8.6%、「その他」7.4%と続いています。



**問 21 あなたは、日常子育てで悩んでいること、また、気になることはありますか**

「子育てや教育にお金がかかること」50.5%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」39.6%、「子どもの友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること」19.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」18.7%、「子どもとの時間が十分でない」17.6%と続いています。



## ●子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果からの課題

ここでは、アンケート全般を踏まえた課題を記載しています。

### ●テーマ1 アンケート結果からみた教育・保育の需要について

→今後の教育・保育の需要量を推察し、見込み量と確保策の検討につなげることが課題です。

見込み量を算出する際の希望値の参考としてアンケート結果を活用し、また利用実績も踏まえた見込み量とすることも課題です。

### ●テーマ2 孤立や疎遠状況の推察について（社会参加・地域交流について）

→孤立している保護者がいる可能性があるという前提で、今後の取組につなげていくことが課題です。この情報を要保護児童対策地域協議会や保健師などの関係者間で共有することで、児童虐待や育児放棄を防ぐ具体的な対策へつなぐきっかけになると考えられます。

また、小学生も含めた親子で参加できる地域交流やイベントなどの社会参加によって、孤立や疎遠の状況を防ぐことも課題の1つと考えられます。

### ●テーマ3 アンケート結果からみる子育て支援の満足度について

→計画、施策の成果（アウトカム）ととらえて評価し、今後の取組検討につなげることが重要です。子育てしやすいと感じる中間（5段階評価で3にあたる）と回答した人の割合が一番多いので、子育てしやすいと感じる（5段階評価で4～5にあたる）の評価が増えるようになることが課題です。現況を維持しつつ、就学前児童の保護者であれば、子育て支援センターなどのような親子で集まれる場所や保育所の増設希望に対応していくことが課題の一つです。一方で、小学生の保護者では幼稚園の設置希望、子育て情報配信アプリを望む声があるので、保育サービスの充実を継続することが課題です。

### ●テーマ4 子育ての相談先・相談相手について

→相談内容として想定されるのは「経済的な不安・負担について」、「子どもの勉強や進学のこと」、「子どもの食事や栄養に関すること」、「子育ての方法や保護者自身の相談」、「病気や発育・発達に関すること」などが相談できる人員の確保や窓口体制を整えていくことが課題です。また、相談したいけどする先がわからない方に、気軽に相談する先があることを今後も周知や広報していくことも課題になります。

その他の項目については、以下のとおりです。

### ●教育・保育の質の向上に向けた課題

□子育て環境について満足度が高いと評価した方は約3割であったことから、現在の子育て支援事業を継続しつつ質の高い教育・保育の提供、周知方法などの整備を継続することが必要です。

### ●子育て支援と育児環境の整備に向けた課題

- 気軽に相談できる場所として、子育て支援施設や町の相談窓口等の活用を促すような広報の仕方がさらに必要です。
- 放課後児童クラブだけでなく、放課後に子どもたちが安全に過ごすことができる体制の整備が今後必要です。

### ●地域のニーズに応じた子育て支援の充実と多様な生き方・働き方を支援するための課題

- 今後、保育環境の整備により就労等の理由で保育園等に預けたいと希望する保護者は増加すると見込まれるため、ニーズに応じた供給体制の確保が必要です。
- 就労時間や就労形態などのニーズは多様であり、これらの希望に対応できる就労支援の充実も必要です。
- 今後も一層のワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 職場復帰後に教育・保育施設等の円滑利用ができるよう、利用に関する支援と事業者への子育ての充実へ向けた取り組みを促す啓発活動が必要です。

## 5 京極町の子ども・子育て支援の課題について

---

国の指針でもいわれている子どもの育ち及び子育てをめぐる環境と京極町の子育て環境を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の大きな三つの課題それぞれに対応するとともに、関連する課題にも取り組んでいく必要があります。

### （１）地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

- ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と実施時期、教育・保育の質的改善の自助努力を継続していく必要があります。
- 社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化によって、教育・保育のニーズも多様化に合わせた、教育・保育のメニューの充実が必要です。
- 「小1の壁」といわれている幼児期から児童期の連続した教育・保育で、就学後の学童クラブへのニーズがあり、引き続き確保が必要になります。
- 就労の有無にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、様々な場面を通じて、家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要です。
- 子育て利用者への育児情報提供と助言の拡大をする必要があります。

### （２）家庭・地域の子育て支援を充実

- 子どもの健やかな育ちを等しく保証するためには、発達が気になる子など特別な支援が必要な子どもに対し、一人一人の状況や発達に応じた支援が必要です。
- 核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減ってきています。地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、地域全体で子育てを支えていくことが必要です。

### （３）幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 少子化により、子ども数の減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。子どもたちに質の高い教育・保育の総合的な提供を目指す認定こども園法制度の改善により、新設や移行がしやすくなったことを踏まえ、京極町として受入体制作りのため基準（条例）を策定しています。また、教育・保育関係者へは、継続して情報提供を行う必要があります。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 目的

---

#### 「幸せな暮らしをみんなで支えるまちづくり」

京極町の子ども・子育て支援事業は、第5次京極町総合計画の保健・福祉・医療分野の基本目標「幸せな暮らしをみんなで支えるまちづくり」も踏襲し目的とします。

すべての町民が地域で生き生きと充実した生活を送ることができるよう、地域資源を十分に有効活用した保健福祉ネットワークの構築を図るとともに、医療体制の充実・強化を推進し、地域社会との関わりの中で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

### 2 基本理念

---

#### 「子育てを優しく地域で育むまち」

京極町の子ども・子育て支援事業の目指す方向性として、京極町次世代育成支援後期行動計画の基本理念も踏襲し、「子育てを優しく地域で育むまち」を基本理念とします。

## 第4章 教育・保育提供区域の設定

### 1 教育・保育提供区域の考え方

---

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために定めるもので、京極町にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

## 2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

### (1) 京極町における教育・保育提供区域

例：京極町全域を1区域として設定します。

| 事業区分       | 区域設定  | 考え方                              |
|------------|-------|----------------------------------|
| 1号認定（3～5歳） | 京極町全域 | 教育・保育の区域設定については<br>京極町内を1区域とします。 |
| 2号認定（3～5歳） |       |                                  |
| 3号認定（0歳）   |       |                                  |
| 3号認定（1～2歳） |       |                                  |

### (2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から京極町全域を基本とします。

| 11 事業                                                                                             | 提供区域  | 考え方         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------|
| 利用者支援に関する事業<br>子どもの親、又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等                                              | 京極町全域 | 京極町内全域とします。 |
| 時間外保育事業<br>延長保育・休日保育                                                                              | 京極町全域 | 京極町内全域とします。 |
| 放課後児童健全育成事業<br>放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業                        | 京極町全域 | 京極町内全域とします。 |
| 子育て短期支援事業<br>ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う | 京極町全域 | 京極町内全域とします。 |
| 乳児家庭全戸訪問事業<br>こんにちは赤ちゃん事業                                                                         | 京極町全域 | 京極町内全域とします。 |



|                                                                                              |       |                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------------------------|
| <b>養育支援訪問事業</b><br>養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）               | 京極町全域 | 京極町内全域とします。                    |
| <b>地域子育て支援拠点事業</b><br>公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等                                   | 京極町全域 | 京極町内全域とします。                    |
| <b>妊婦に対して健康診査を実施する事業</b><br>妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業                                             | 京極町全域 | 京極町内全域とします。<br>（実施医療機関は北海道内全域） |
| <b>一時預かり事業</b><br>保育所その他の場所において、一時的に預かる事業                                                    | 京極町全域 | 教育・保育施設での利用も含むため、京極町内全域とします。   |
| <b>病児・病後児保育事業</b><br>保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業              | 京極町全域 | 京極町内全域とします。                    |
| <b>子育て援助活動支援事業</b><br>ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施 | 京極町全域 | 京極町内全域とします。                    |

## 区域設定について

- ① 「量の見込み」、「実施しようとする教育・保育の提供体制の確保」が設定する単位となります。
- ② 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となります。
- ③ 規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定します。
- ④ 小学校就学前子どもの区分（「認定区分」）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定します。
- ⑤ 施設や事業の利用については、提供区域内での利用が原則となります。ただし、区域外の施設・事業の利用も可能とします。

# 第5章 教育・保育施設の充実

## 1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、アンケートにより把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

### 認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組み。

| 区分   | 対象年齢        | 保育の必要性                 | 利用施設                    |
|------|-------------|------------------------|-------------------------|
| 1号認定 | 3～5歳        | 幼児期の学校教育<br>(教育標準時間認定) | 主に幼稚園に該当                |
| 2号認定 | 3～5歳        | 保育の必要性あり<br>(保育認定)     | 主に保育所、<br>認定こども園に該当     |
| 3号認定 | 0歳、<br>1～2歳 | 保育の必要性あり<br>(保育認定)     | 保育所 認定こども園、<br>地域型保育に該当 |

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

## 2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

（1）1号認定（3歳以上、幼稚園・認定こども園を利用希望）

■量の見込み ※（）は実績値

|            | 令和2年度     | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 1 必要利用定員総数 | (8)<br>5人 | 9人    | 9人    | 9人    | 9人    |
| 2 確保の内容    | (8)<br>5人 | 9人    | 9人    | 9人    | 9人    |
| 特定教育・保育施設  | (8)<br>5人 | 9人    | 9人    | 9人    | 9人    |

|                |     |     |     |     |     |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 確認を受けない<br>幼稚園 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 過不足（2-1）       | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

### 確保の内容方針

京極町では、現状に引き続き実施します。

## （2）2号認定（3歳以上、保育所・認定こども園を利用希望）

### ■量の見込み ※（）は実績値

|                      | 令和2年度        | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 1 必要利用定員総数           | (42)<br>41 人 | 33 人  | 34 人  | 32 人  | 34 人  |
| 幼児期の学校教育の<br>利用希望が強い | 0 人          | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   |
| 上記以外                 | (42)<br>41 人 | 33 人  | 34 人  | 32 人  | 34 人  |
| 2 確保の内容              | (42)<br>41 人 | 33 人  | 34 人  | 32 人  | 34 人  |
| 特定教育・保育施設            | (42)<br>41 人 | 33 人  | 34 人  | 32 人  | 34 人  |
| 地域型保育事業              | 0 人          | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   |
| 認可外保育施設              | 0 人          | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   |
| 過不足（2-1）             | 0 人          | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   |

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

### 確保の内容方針

京極町では、現状に引き続き実施します。

## （3）3号認定（0歳、保育所・認定こども園を利用希望）

### ■量の見込み

|            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1 必要利用定員総数 | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   |
| 2 確保の内容    | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   |
| 特定教育・保育施設  | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   |
| 地域型保育事業    | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   |
| 認可外保育施設    | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   |
| 過不足（2-1）   | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   | 0 人   |

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## 確保の内容方針

現在、京極町では1歳児から受け入れしていますが、今後、国の財政支援状況を鑑みて、必要性を検討します。

### (4) 3号認定(1・2歳、保育所・認定こども園を利用希望)

#### ■量の見込み ※( )は実績値

|            | 令和2年度       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 1 必要利用定員総数 | (15)<br>16人 | 18人   | 17人   | 14人   | 14人   |
| 2 確保の内容    | (15)<br>16人 | 18人   | 17人   | 14人   | 14人   |
| 特定教育・保育施設  | (15)<br>16人 | 17人   | 17人   | 14人   | 14人   |
| 地域型保育事業    | 0人          | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    |
| 認可外保育施設    | 0人          | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    |
| 過不足(2-1)   | 0人          | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    |

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

## 確保の内容方針

京極町では、現状に引き続き実施します。

### 保育利用率の目標値設定について ※( )は実績値

|             | 令和2年度           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 保育利用率       | (34.1)<br>36.3% | 38.3% | 39.5% | 33.3% | 34.1% |
| 推計児童数(0～2歳) | (44)<br>44人     | 47人   | 43人   | 42人   | 41人   |

※国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み(3号認定)÷各年度推計人口(0～2歳)×100＝(小数点第一まで)」により算出した数値とします。

## 3 教育・保育の一体的提供の推進(認定こども園について)

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実(ソフト的整備)と施設整備(ハード的整備)を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保

護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、京極保育園を保育所型認定こども園とし、教育・保育両面の提供を行っています。

### **（１）認定こども園の特徴**

- 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。（１号認定）
- 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- １～５歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。
- 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

### **（２）認定こども園の取り扱いについて**

#### **①保育所保育指針及び幼稚園教育要領との整合性**

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める保育所保育指針及び幼稚園教育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 環境をとおして行う保育及び教育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の５つの領域から構成します。

#### **②小学校教育との円滑な接続**

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた保育及び学びの内容に教育的要素を取り入れるなど工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。

### **（３）配慮すべき事項の詳細**

#### **①発達や学びの連続性に関すること**

１歳から小学校就学前までの一貫した保育及び学びにおいては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人一人の特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、遊びの中に教育的要素を加え、取得すべき概念（文字や数字、大きい・小さい、長い・短い等）についての理解を深めます。

#### **②養護に関すること**

家庭と協力しながら、一人一人の発達状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

#### **③乳児期の子どもの保育に関すること**

安全で活動しやすい環境を整え、一人一人の生活のリズムを重視しながら、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供し、子どもの成長の喜びを保護者と共有できるようにします。

#### **④満３歳未満の子どもの保育に関すること**

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

#### ⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身につけることができるように努めます。

#### ⑥特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供をします。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動をともにすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにすること。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにします。

#### ⑦子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

#### ⑧家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめ幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

## 4 教育・保育施設の質の向上

---

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備・教材等の良質な環境の確保と、保育士やそれを支える、子どもの育ちを支援する者自身の待遇改善、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。

一方で、近年、国際化の進展に伴い、来日した外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の転入が具体的になった場合には、このような幼児が、教育・保育施設を円滑に利用することができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行うための相談・支援体制の構築を図ります。

#### 主な取組

- ①職員の処遇改善をはじめとする適切な職員配置と職場環境の改善
- ②職員の資質向上に向けた研修等の充実

## 5 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

---

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、必要な教育・保育施設の整備に取り組めます。

### 主な取組

- ①受け入れ態勢の整備
- ②低年齢児保育の充実
- ③情報提供、相談・支援の充実

## 第6章 地域子ども・子育て支援事業の充実

### 1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

#### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者が、保育園・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢] 0～5歳

##### ■量の見込み（基本型・特定型）

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施予定か所数（か所） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 確保の方策（か所）   | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

##### ■量の見込み（母子保健型）

|             | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実施予定か所数（か所） | 0     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 確保の方策（か所）   | 0     | 1     | 1     | 1     | 1     |

#### 確保の方策方針

京極町では、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施します。

#### (2) 時間外保育事業（延長保育・休日保育）

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の開所時間を超えて、さらに延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

[対象年齢] 0～5歳

##### ■量の見込み

|          | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 確保の方策（人） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

#### 確保の方策方針

国の財政支援状況も鑑みて、必要性を検討します。



### （３）放課後児童健全育成事業

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢]就学児（６～１１歳）

#### ■量の見込み ※（）は実績値

|          | 令和２年度       | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|----------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人） | (30)<br>48人 | 35人   | 39人   | 36人   | 32人   |
| １年生      | (10)<br>10人 | 18人   | 10人   | 9人    | 7人    |
| ２年生      | (3)<br>12人  | 10人   | 18人   | 10人   | 9人    |
| ３年生      | (14)<br>17人 | 1人    | 7人    | 13人   | 7人    |
| ４年生      | (3)<br>5人   | 6人    | 1人    | 4人    | 7人    |
| ５年生      | 4人          | 0人    | 3人    | 0人    | 2人    |
| ６年生      | 0人          | 0人    | 0人    | 0人    | 0人    |
| 確保の方策（人） | (30)<br>48人 | 35人   | 39人   | 36人   | 32人   |

#### 確保の方策方針

京極町では、引き続き実施します。

### （４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢]０～５歳

[単位]延べ利用者数（年間）人/年

#### ■量の見込み

|            | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人/年） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 確保の方策（人/年） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

#### 確保の方策方針

国の財政支援状況も鑑みて、必要性を検討します。

### （５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援

に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢] 0歳

#### ■量の見込み ※（）は実績値

|          | 令和2年度                           | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(人) | (14)<br>15                      | 14    | 14    | 13    | 13    |
| 確保の方策    | 【実施体制】3人（保健師）<br>【実施機関】京極町健康推進課 |       |       |       |       |

#### 確保の方策方針

京極町では、引き続き実施します。

### （6）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育を確保する事業です。また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

#### ■量の見込み ※（）は実績値

|          | 令和2年度                             | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み(人) | (7)<br>0                          | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 確保の方策    | 【実施体制】保健師、保育士、京極町内医師<br>【実施機関】京極町 |       |       |       |       |

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが

特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

#### 確保の方策方針

京極町では、乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめ、各種健診や関係機関との情報交換等により対象乳児を把握し、養育支援訪問を引き続き実施します。必要に応じ、要保護児童対策地域協議会の各会議を開催し、関係機関との情報の共有をします。

## （７）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

育児不安等の解消、及び児童の健全育成を推進するセンターです。子どもたちの健やかな成長と、お父さんお母さんが楽しく子育てできるよう子育て相談、子育て情報提供、親子イベントなどを行っています。

[対象年齢] 0～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人/回

### ■量の見込み ※（）は実績値

|            | 令和2年度            | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人/回） | (2,555)<br>1,132 | 2,519 | 2,483 | 2,448 | 2,413 |
| 確保の方策（か所）  | 1                | 1     | 1     | 1     | 1     |

### 確保の方策方針

京極町では、子育て支援センターにて引き続き実施します。

## （８）一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児、又は幼児について、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に保育預かりを行う事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳

②保育所等（幼稚園における在園児対象型以外）は1～5歳

[単位] 延べ利用者数（年間）人日/年

### ①幼稚園における一時預かり（幼稚園型）

#### ■量の見込み

|                                 | 令和2年度      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------------------|------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み合計（人日/年）                   | (28)<br>27 | 31    | 31    | 31    | 31    |
| 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり<br>（1号認定見込み） | (28)<br>27 | 31    | 31    | 31    | 31    |
| 幼稚園の在園児を対象とした一時預かり<br>（2号認定見込み） | 0          | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 確保の方策（人日/年）                     | (28)<br>27 | 31    | 31    | 31    | 31    |

### 確保の方策方針

京極町では、現状に引き続き実施します。

## ②保育所等における一時預かり（幼稚園型以外）

### ■量の見込み ※（）は実績値

|                                      | 令和２年度        | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|--------------------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人日/年）                          | (344)<br>276 | 456   | 456   | 456   | 456   |
| 確保の方策（人日/年）                          | (344)<br>276 | 456   | 456   | 456   | 456   |
| 保育所の一時的預かり<br>（在園児対象型以外）             | (344)<br>276 | 456   | 456   | 456   | 456   |
| 子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・<br>サポート・センター） | 0            | 0     | 0     | 0     | 0     |

### 確保の方策方針

京極町では、引き続き実施します。

## （９）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児保育事業（病後児）は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢] 0～5歳

### ■量の見込み

|                                        | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|----------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人日/年）                            | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 確保の方策（人日/年）                            | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 病児保育事業                                 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 子育て援助活動支援事業<br>（ファミリー・<br>サポート・センターなど） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### 確保の方策方針

国の財政支援状況も鑑みて、必要性を検討します。

## （１０）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う、就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

[対象年齢] 就学児

### ■量の見込み（低学年）

|            | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人/日） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

|            |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|
| 確保の方策（人/日） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|------------|---|---|---|---|---|

### ■量の見込み（高学年）

|            | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人/日） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 確保の方策（人/日） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

### 確保の方策方針

国の財政支援状況も鑑みて、必要性を検討します。

## （１１）妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を公費助成する事業です。

### ■量の見込み ※（）は実績値

|           | 令和2年度                                                                                              | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| 量の見込み（人回） | (191)<br>196                                                                                       | 196   | 196   | 182   | 182   |
| 確保の方策     | 【実施場所】北海道内各医療機関<br>【実施体制】各医療機関に委託<br>【実施時期】通年<br>【実施項目】国が定める標準的な妊婦健康診査項目<br>北海道外での健診については、別途申請にて受付 |       |       |       |       |

### 確保の方策方針

京極町では、引き続き実施します。里帰り出産など、京極町外での健診については、別途申請により公費負担しています。

## （１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業

（世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業）

生活保護世帯や低所得世帯の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用を助成する事業です。

### 確保の方策方針

京極町では、住民ニーズなどを把握して、今後、事業の必要性について検討します。

## （１３）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入時の促進とその他の事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### 確保の方策方針

京極町では、民間事業者等の参入を把握した場合には、事業の必要性を検討します。

## 2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

---

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、京極町では地域子ども・子育て支援事業の量のみならず、質の向上を図ります。そのために、保育園や小学校等の教育・保育施設に関わる者と、地域子ども子育て支援事業との相互の連携を取りながら、子どもを安心して産み、育てることができる環境づくりを推進します。

一方で、近年、国際化の進展に伴い、来日した外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の転入が具体的になった場合には、このような幼児が、地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行うための相談・支援体制の構築を図ります。

## 第7章 子ども・子育て支援関連施策の推進

### 1 児童虐待防止対策の充実

京極町においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域資源や児童委員をはじめとした「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

児童虐待防止対策については、平成28年以降の累次の児童福祉法等の改正、「児童虐待防止対策に関する抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等の推進、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所や関係機関との情報共有等の推進を図ります。

#### （1）関係機関との連携及び京極町における相談体制の強化

京極町における子ども・子育てに関する相談体制は、「住民福祉課」をはじめ、「健康推進課」「教育委員会」の各行政機関のほか、保育園、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。

関係機関との情報共有、連携を図ることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、北海道等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び専門性や資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所長などへの通知を速やかに行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、北海道と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化します。

#### （2）発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、児童福祉、母子保健の各担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。さらに児童委員をはじめ「地域の力」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

## 2 ひとり親家庭の自立支援の推進

---

ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して北海道が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

## 3 障がい児施策の充実

---

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療、適切な療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等の実施及び内容の充実と、乳幼児や児童に関係する機関との連携を強化していきます。

また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするために、自立支援医療（育成医療）の給付や障害児通所給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供を行うため、広域的な支援が必要です。

特に、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもたちが自立して社会参加するために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

京極町では、特別支援連携協議会が設置されており、また、専門機関による保育園等訪問支援事業の活用、小学校における学習障がい及び自閉症を対象とした通級指導教室の設置など就学支援を含めた教育支援体制を推進しているところです。

そのためには、特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、家族が適切に子育てを行えるよう家族支援を行うなど、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう本人や保護者には十分に情報を提供する必要があります。

保育園、小中学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、行政、教育委員会、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることが求められます。

今後とも保健、医療、福祉、教育等の各種施策連携を強化し、一貫した総合的な取り組みを推進します。

## 4 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

---

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライ



フ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

#### （１）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人一人がワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

#### （２）育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

#### （３）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向け、国が進める働き方改革を推進し、各種啓発、情報提供に努めます。

## 5 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について

---

国は、共働き家庭等の「小1の壁」の打破、待機児童解消等を目的とし、平成30年9月「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

これを踏まえ、京極町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進と併せて、放課後子供教室についても、ニーズを踏まえ、既存教室の活用や地域の施設等を活用しながら、保護者の就労有無にかかわらず、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等、様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的、又は、連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて必要性を検討します。

さらに、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係各機関への働きかけを行います。

## 6 医療的ケア児への支援について

---

医療的ケア児とは、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことで、平成29年度時点で全国に約1万8千人いると推計されています。

このような児童やその家族への支援については、京極町障がい児福祉計画にも位置づけられており、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の連携を図るための体制整備に努めます。

## 7 子どもの安全対策

---

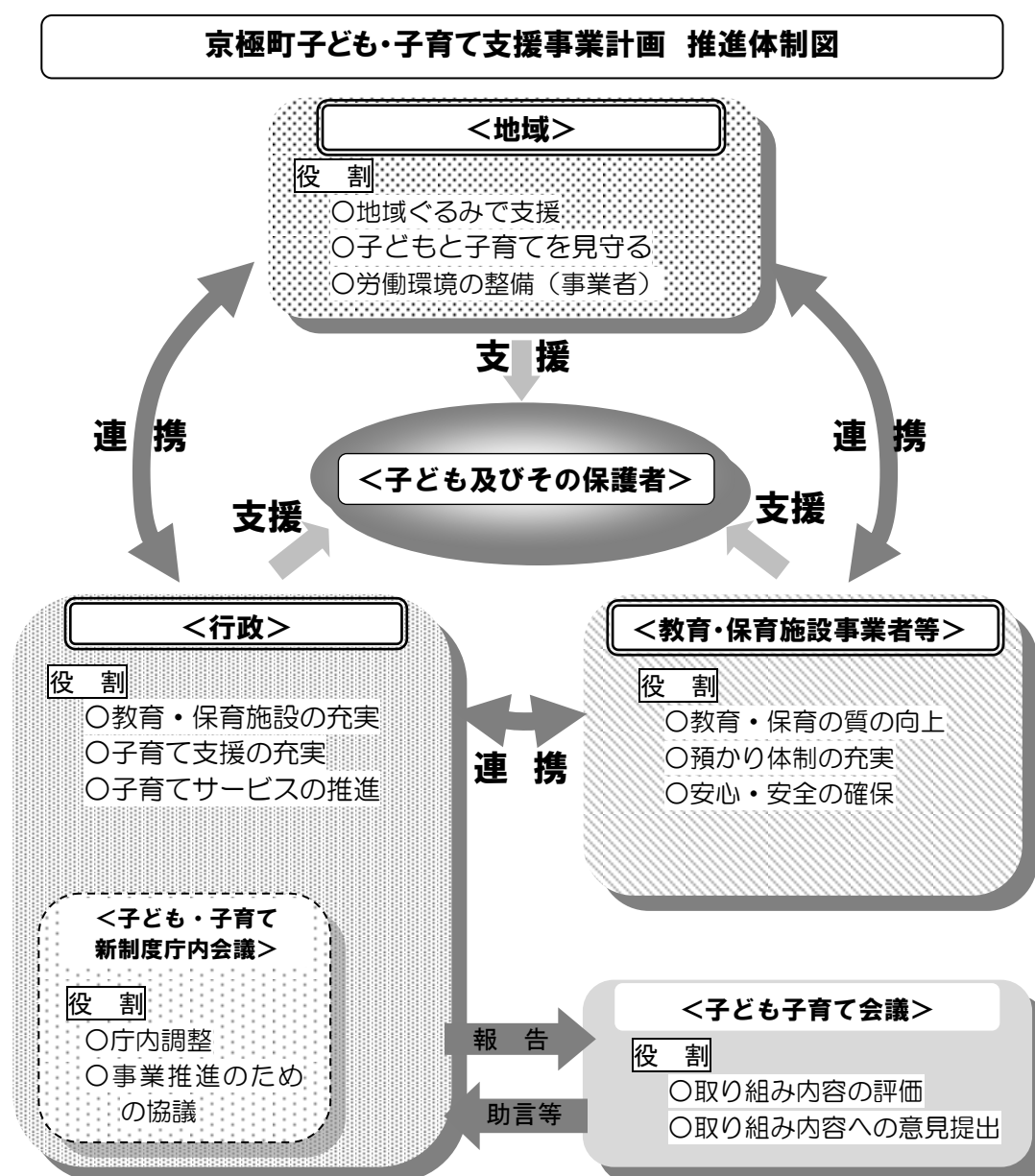
平成 30 年 5 月、新潟市で 7 歳の児童が殺害された事件や、平成 31 年 4 月、東京都豊島区での暴走した乗用車による親子の交通死亡事故、令和元年 5 月、大津市での保育園児ら 16 名が死傷した交通死亡事故等、近年、子どもが犠牲となる交通事故、犯罪が相次いで発生しており、その被害から子どもを守るための体制・環境づくりは不可欠なものとなっています。

子どもが犯罪被害や交通事故等に遭わないよう、警察や地域等との連携・協力により、交通安全指導や啓発活動等の推進を図り、犯罪や交通事故の抑止に向けた環境づくりや安全対策に努めます。

## 第8章 計画の推進体制

### 1 関係機関等との連携

京極町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



## 2 役割

---

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めます。

京極町は、子ども・子育て支援法に基づき「京極町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、子ども・子育て支援の推進について、都道府県と緊密な連携を図ります。

### ①行政の役割

- 必要なサービスの提供・支援を検討します。
- 相談支援をします。
- 関係諸機関と連携します。

### ②家庭の役割

- 保護者は子育てについての第一義的責任を有します。
- 保護者が愛情と責任を持って子育てをします。

### ③教育・保育施設や学校の役割

- 質の向上のため、預かり体制の充実と労働環境の改善と待遇改善をします。
- 安心・安全な環境を提供します。
- 地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援します。
- 就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場です。

### ④地域の役割

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またNPO等子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域の子育て支援を進めます。

- 子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役です。
- 子どもの虐待等を早期に発見する目配り役です。
- 児童の健全育成のため、地域における子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみで子育て支援を行います。
- 子どもと子育てを地域社会全体で見守り、支援します。

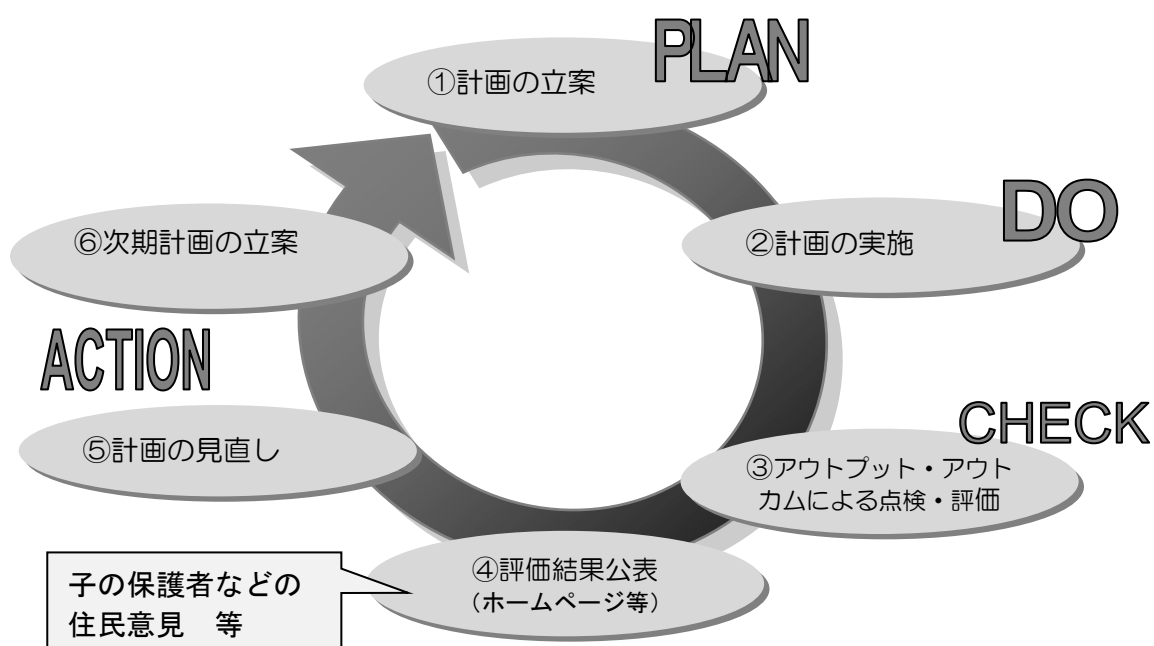
#### ⑤事業者の役割

- 従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくれます。
- 出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくれます。

### 3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



○子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。

○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

# 資料編

## 資料 1 用語解説

## 資料 1 用語解説

|   | 用語                   | 意味                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 子ども・子育て関連 3 法        | <p>①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。)</p> <p>②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)</p> <p>③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)</p>                    |
| 2 | 市町村子ども・子育て支援事業計画     | 5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第 61 条)                                                                                                                                                              |
| 3 | 市町村等が設置する「子ども・子育て会議」 | 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」をいう。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定める市町村長の付属機関)。                                                                                                                              |
| 4 | 幼保連携型認定こども園          | <p>学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。</p> <p>(認定こども園法第 2 条)</p> <p>※ここでいう「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満 3 歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育をいい、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育をいう。</p> |
| 5 | 子ども・子育て支援            | すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第 7 条)                                                                                                                                                        |

|    |           |                                                                                 |
|----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 6  | 教育・保育施設   | 「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第 7 条)  |
| 7  | 施設型給付     | 認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。(法第 11 条)                                      |
| 8  | 特定教育・保育施設 | 市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第 27 条)  |
| 9  | 地域型保育事業   | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第 7 条)                                       |
| 10 | 地域型保育給付   | 小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。(法第 11 条)                                             |
| 11 | 特定地域型保育事業 | 市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」をいう。(法第 29、43 条)                 |
| 12 | 小規模保育     | 主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。(法第 7 条)                        |
| 13 | 家庭的保育     | 主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)  |
| 14 | 居宅訪問型保育   | 主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)            |
| 15 | 事業所内保育    | 主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第 7 条) |



|    |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | 保育の必要性の認定     | <p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。<br/>(法第 19 条)</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 号認定子ども：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども</li> <li>・ 2 号認定子ども：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> <li>・ 3 号認定子ども：満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）</li> </ul> |
| 17 | 「確認」制度        | <p>給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1 号認定子ども、2 号認定子ども、3 号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第 31 条)</p> <p>※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。</p>                                                                                                                  |
| 18 | 地域子ども・子育て支援事業 | <p>地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第 59 条)</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 19 | 量の見込み         | <p>「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「二<br/>ーズ量の見込み」を推計すること。</p>                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 20 | 教育・保育         | <p>6 歳未満の乳幼児への就学前の早期教育又は養護し教育することをいう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 21 | 家庭類型          | <p>お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 22 | 保育（ほいく）       | <p>乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。</p> <p>基本的に、乳幼児（つまり乳児及び幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。</p>                                                                                                                                                                           |
| 23 | 乳幼児（にゅうようじ）   | <p>乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後 0 日から満 1 歳未満までの子をいい、幼児は、満 1 歳から小学校就学までの子どものことをいう。</p>                                                                                                                                                                                                                                |

|    |          |                                                                                                                                                                                                    |
|----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 24 | 幼稚園      | 3～6歳までの幼児を対象とした学校の一つ。                                                                                                                                                                              |
| 25 | 保育所      | <p>0（産後57日目）～18歳までの児童を対象とした託児所です。（0～6歳までが多いが。）</p> <p>※労働基準法による産後休暇：産後8週間＝56日</p> <p>保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持っている。</p> |
| 26 | 放課後子ども教室 | <p>地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するものです。</p>                                                                                                     |



京極町

## 京 極 町 子 ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 計 画

---

令和2年3月

発行 京極町

編集 京極町住民福祉課

〒044-0101

北海道虻田郡京極町字京極 527 番地

電話：0136-42-2111 FAX：0136-42-3155

ホームページ

<http://www.town-kyogoku.jp/kurashi/kosodate/>